

465

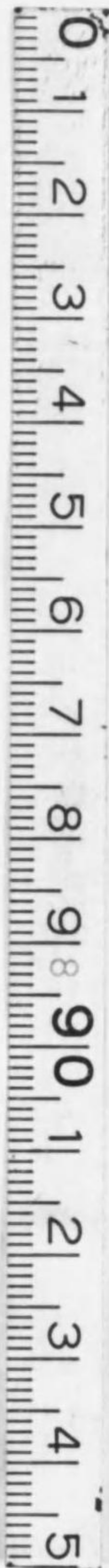
特 248

842

電氣經濟研究所編

何故に電力國營を
必要とするか？

11. 8. 26



始



特248
84-



電氣經濟研究所編

何故に電力國營を

必要とするか？



目 書 行 刊

目 書 行 刊		書 名	冊 數	著 者	頁 體 數 裁	送 定	料 價								
日本 交電 通氣 經 濟 年 史	電氣事業及其經營 電氣の供給と料金問題 電力外債非常時經濟論 働け！國難に直面して 利鐵既設權と公共團體の優先權	電氣企業形態論	二冊	電氣經濟研究所	三 一 六 頁 版	各 一 冊 以 上 二 割	二 ・ 五 〇								
		電氣事業資金論	一冊					電氣供給運營業論(未)	二冊	電氣供給料金論	三冊	電氣事業實務論(未)	二冊	報償契約質疑錄	三冊
		電氣經濟研究所		電氣經濟研究所	上 六 版 製	△送料ハ 一冊以上 二冊以上 五冊以上 割	二 ・ 五 〇								
		萩原古壽	全	電氣經濟研究所	七 四 一 八 六 頁 版	(絶版)	〇 ・ 二 〇 四								
		全	全	電氣經濟研究所	四 四 二 六 八 頁 版	(絶版)	〇 ・ 二 〇 八								
		全	全	電氣經濟研究所	四 三 〇 六 八 頁 版	(絶版)	〇 ・ 二 〇 五								
		全	全	電氣經濟研究所	四 二 六 八 頁 版	(絶版)	〇 ・ 二 〇 八								
		全	全	電氣經濟研究所	七 四 一 八 六 頁 版	(絶版)	〇 ・ 二 〇 四								

番二二五五七版大替振 所究研濟經氣電 町吉住區吉住市阪大

は し が き

庶政一新の波に乗つて、逓信當局が企圖したる、電力國營問題は、端なくも我邦電氣事業界のみならず一般經濟界に多大の衝動を興へ、電氣事業界は勿論反對意見を高潮し當局の反省を促した、而も閣内にあつても一部關係中反對意見を有するものもあり、之に對し頼母木逓相は、職を賭しても實現に邁進する決意であると傳へられてゐる。

抑も電力事業は一般產業界の根幹を爲すものであつて、電力料金の廉不廉は産業の消長にも大なる影響がある、故に之を國營とし、現在抗爭對立しつゝある幾多電力會社の無益なる二重施設による投下資本の固定を是正し、以て料金の引下げを圖ることは、國家政策的見地から考へても是非行はねばならぬ事柄ではあるが、現在逓信當局が考へて居るやうに果して國營に移した曉其料金引下げが行はれ得るや、否やは頗る疑問である、而も電力の民有國營案實行方法として逓信當局は、民間電力會社の現物出資と爲す意向を藏してゐるやうであるが此處に社會的問題がある。各電力會社は資産状態を異にしてゐる故に、其評價方法を如何にするか、萬一方法善しきを得ざるときは、不良資産會社の救濟策となり、重大なる政治的問題と化す處れがある。

又國防並に燃料國策的見地から國營を斷行するの要ありと主張するは、一理ある如くであるが、民營なるが故に國防に支障あり、燃料國策に反するといふ議論は絶対に成立たぬのである。即ち一旦緩急あれば朝野の別なく國に詢するは、我國民共通の信念であり、料金低下によつて燃料節約を行はんとするならば、民營こそ最も簡易にこれを實行し得るのである。由來國家の經營する事業にして、料金を低減したる例なく収益を收めたるもの甚だ稀れである、さればこそ國營案に對し、電氣事業界は勿論各方面に電力國營反對意向が逐日濃厚となり來りつゝあるのである。斯く觀來るとき電力國營案の前途は甚だ多難であり、俄に逆睹するを得ない。茲に愚見並識者の反對論を掲げ以て識者の批判を請はんとするのである。

昭和十一年初秋

萩原古壽識

目次

は し が き	(1)
第一部 電力國營案の經緯	一
第二部 電力國營案を排撃す (萩原古壽述)	三一
一、電力企業は營利主義に基け	三二
二、電力統制案を立直し思想的背景を除け	三七
三、電力統制は必ずしも料金を低下せしめず	四四
四、民營の弊害を高調し營利主義經營を排除	五一
五、産業統制の實効は管理案の完備にあり	五五
六、電力國營案の實施は東京電軌の救済に墜す	五九
第三部 統制經濟と電力國營案 (小島精一述)	六三

- 一、統制法を借稱へした國家社會主義の實踐（立案者の思想背景を疑ふ）……………六三
- 二、發送電と配電との分離は却つて不利益（合理的組織化に國營を必要とせず）……………六七
- 三、電力料金値下げは飽迄採算主義の上に（經營能率上國營に致命的缺陷）……………七〇
- 四、企業權強制剝奪の暴力的操作を排す（「未開發水利の國營」と「國有民營案を批判」）……………七四
- 五、官僚の獨善主義排除官民の協力を要望す（電氣事業法を改正活用せよ）……………七七

第四部 再び電氣國營問題に就いて（林安繁述）……………八一

- 一、電氣國營論は國家社會主義に出發
（現行事業法の監督強化で所期の目的は十分に達成される）……………八一
- 二、財界人の影響は豫想以上に重大（逕信當局の熱意には滿腔の敬意を表す）……………八二
- 三、權威ある學者は悉く反對説を公表（小島高橋兩氏の所論）……………八三
- 四、私營事業排除は机上空論的誤謬（ドイツ經濟相の正論他山の石とせよ）……………八六
- 五、大所高所より識者に批判せよ（電氣問題に止まらない調査及提唱の所以）……………八八

電力國營問題（第一集）

（電力國營を排撃す）

電氣經濟研究所長 萩原古壽

第一部 電力國營案の經緯

電力國營案の暗示

頼母木選相は廣田内閣の政綱政策を聲明せる重要産業の國家統制項目中特に電力統制強化につき積極的具體策を講ずる決意をなしたが、昭和十一年三月十七日の閣議に於てこれが説明に對しては抽象的言辭に止まり具體案には言及せず、言外に電力國家管理乃至國營に最終的意圖ある旨の暗示をなし、單に各閣僚の諒解を得て置く程度に止められたのであるが、この選相の一暗示は電力界に果然大きな波紋を畫き出すに至つた、日本工業會の如きも國營の斷行は刻下の急務なりとしこれが善處方を當局に要請した。

電力統制準備委員會の發生

内閣調査局の發送電國家管理案は電氣事業界は勿論經濟界にも重大な反響を及ぼしたものであるが、この調査局案

なるものに公式的な調査局の完成案ではなく調査局内の私案に過ぎぬので頼母木選相は各方面への影響を考慮し漸進的に國家統制を強化すべく逓信當局と内閣調査局と協調して具體的に電力國營問題を取扱ふて、この態度を鮮明し逓信省電氣局を中心として従來の調査研究を活用し以て具體案の立案に當らしめ、一方また調査局を中心として逓信、内務、商工、鐵道、陸軍、海軍の各省を網羅せる電力統制準備委員會を設立し、電力統制の實行方法につき種々なる意見が交換せられたのである。

調査局案の内容

電力國策に關する調査局原案の骨子は左の如くである

- 一、全國の發電水利權を國有に移す
- 一、發電並に送電は國家がその運營を行ふ
- 一、右發送電事業の運營のために特殊會社を設ける
- 一、各會社の發送電施設は右特殊會社への現物出資の形式で買収する
- 一、右買収價格はあくまでも嚴正を期するため特に評價委員會の如きものを設け嚴重なる評價をなし決定する
- 一、配電については現状のまゝとし、民間經營に委せるが、これに對する管理は強化することとし、電力料金を他のについて嚴重なる監督を行ふ
- 一、國家運營による發送電事業は合理的の經營を企圖し、適正なる發送電豫定計畫を樹てる
- 一、未開發の水力資源については大いに積極的の開發を行ふ

一、發送電豫定計畫は關東、關西、中部、九州の四ブロックに分ち東北は東北振興方策の範圍において別途に取扱ふ

一、従來同様水主火従の方針の下に水力發電を中心としこれに配するに適宜に火力發電をもつてすることとし、右四ブロックにそれぞれ共同火力施設を設くる、すなほ現在共同火力のあるところに對してはこれを強化するとともに未だ共同火力の施設のないところにはこれを新設する

一、現在の電氣事業法に對しては適正なる改正を行ふと同時に別個に管理法を制定することとし右法案は氏の通常議會に提案する方針を探る

豫算分科會に於ける逓相の説明

電力國營問題は廣田内閣の庶政一新の一翼をなす問題であるため議會論議の焦點となつてゐたが頼母木選相はその意圖を明白ならしむるため五月十三日臨時議會の豫算分科會で政友會船田中氏の質問に對し電力國營に關する方針を左のごとく言明し電力國營を單なる逓相の持論から一步を進めて研究調査に着手する旨を明白にしたのである。

一、電力國營は持論であつて今日に至るも變りはない、就任以來電氣事業に關し研究をつゞけてゐるが電力を豊富かつ低廉に供給するには國營がもつとも理想的である、たゞ國營は相當の難事業でありこれに關する腹案は未完成であるが目標を國營に置いて研究調査をとげしめる方針である

一、従つて右方針を具體化するまでには新規の出願は一切留保する

一、地方團體の公營についても従來の經驗にかんがみ公營の目的が多くは電力の安價なる供給でなく地方財政の

窮乏打開に偏するものあるため不賛成である

一、自家発電に關しては除外例を設けべきや否やについて考慮する（昭和十一年五月十四日大阪毎日新聞所載）

島田農相の見解

島田農相は六月五日の閣議散會後特に居残り電力統制問題に關して廣田首相に自己の見解を述べ、この問題に對する閣議の審議は餘ほど慎重に行ふ必要のあることを力説した、島田農相の見解は電力統制の時期、方法に對し相當消極的の意見をもつたのであるが、電力統制上の種々の難點は左の通りである

- 一、電力統制の限度として逓信當局は發電、送電、配電の三部門のいづれに重點を置いて統制を實現せんとするか未だ判明しないがこの基準の設定如何によつてその影響は豫算關係から見ても相當大差があると思ふがこの三部門を同時に統制化することの困難は明瞭である、この點まづ慎重に調査を要する
- 一、さらにこの統制を現在の鐵道省などの自家發電による一種の國營電氣、府、縣、市などの自治團體經營の電力との調節をいかに定めんとするか
- 一、またいづれの部門を統制するとしても國營にすべき民間電力會社をいかな方法によつて買收せんとするか、逓信當局は電力料金、電力配當に對しまづ政府の合理的干渉を行つて勅令その他の強制的手段で電力料金、配當の一定限度まで遞減を計り、かくして電力株價の押し下げを行つて電力會社の合併を自然誘導して適當なる機會にこれを政府において買收せんとするの計畫を一案として持つてゐるやうであるがこれは多大の危険と疑義がある、更にこの問題は政府の方針としてある程度長年月にわたつて繼續するの必要があるが歴代

内閣の壽命は僅々二年の平均を出でない、つぎの内閣において政策の變更を見る危険があるかも知れない、かういふことでは政治的浪費に墮する危険がある

一、かやうに電力統制はその方法如何によつては政治的、技術的また財政的に多大の難點が横はつてゐるから政府において苟くもこの問題に手をつける以上もつとも實現の容易なものからこれを實現することに基本方針を定める必要があると思ふから主務當局においてこの具體案を樹てる上にあつてはいろいろの點を餘程慎重に考へ財政、政治、技術の見地から大局を綜合して合理的案を作成するやうに十分注意しなければならぬ

（昭和十一年六月六日大阪朝日新聞所載）

電力公營に對する訓示

頼母木選相は國策案閣議に提出を終へ對立する電力公營につき次の如き訓示をなしたのである

電力を低廉豊富に供給するためには事業運營の全面にわたり、統制の強化徹底をはかることが緊要である、その實現を期するため各般の方策に關し鋭意調査を進めてゐる、しかしして水力資源の利用を最も有効適切ならしむることは右國策遂行上極めて重要である、もつとも政府の根本方針の決定を見るまでは新たなる發電水力の使用許可は原則としてしばらくこれを見合はんこととした、また電氣事業の公營に對する方針としても單にそれが地方財政の緩和を目的として經營を企圖するものであれば低廉かつ豊富なる電氣の供給といふ國策に反する結果となる處があるので、目的にかなふ場合のほかはこれを認めないことを指示しておいた、なほ近時地方財政の窮乏に伴つて電氣事業に關する特別の公課である發電水利使用料、電柱税などの負擔が漸次加重せられる趨勢を示して

あるが、これは單に電氣事業に影響するばかりでなくやがてその負擔は需要者に轉嫁せざるゝことゝなるから特別の配慮を希望する。(昭和十一年六月二十一日大阪毎日新聞所載)

日本經濟聯盟大阪支部

電力問題はそれ以來段々と朝野の問題となり、日本經濟聯盟大阪支部でも七月二日林宇治電社長、内藤日電副社長を招いて大阪工業會内に役員會を開催、阿部房次郎、片岡安、庄司乙吉、中根貞彦、坂田幹太、安宅彌吉の諸役員出席、まづ林、内藤の兩氏より電力國營問題について聴取した後、種々意見の交換を行ひ、今後は回を重ねて研究を続けることゝなつたのである

逕相提案の内容

七月二日の閣議で頼母木逕相の電力國營案の提案は次の如くである

電力國營の必要電氣は單に照明用、家庭用として國民の日常生活に必須なるものであるばかりでなくあらゆる産業の原動力は現に九割近くまで電氣がこれを占め、また從來全部を外國からの輸入によつてゐた新興諸化學工業製品の如き同時に國防上絶対に缺くべからざるものであるが、その事業の成否は全くかゝつて電力の低廉かつ豊富なる供給といふことに存する、さらに現時の重大問題たる農山漁村の振興も電氣の利用を改善することによつて疫弊を匡救し都市との對立氣分を緩和しうる、また我國の貧弱なる燃料を節約して有事に備へるなど、電氣の有する國家的、公共的使命誠に重大で刻切なる電力國營を確立することは庶政一新の非常時局を擔當する現内閣の最善にして最高なる使命の一つであると確信する、しかして電力國策の要諦は窮極するところ『良質の電氣を

豊富低廉に供給することを確保する』といふに盡きるもので、これがためには供給區域を全国的に擴大し、これに應じて大規模な發送電計畫を遂行し、設備の重複を排し經濟的にまた公益的に綜合統一した計畫の下に運営することが肝要である、

電力國營案の内容 右の意味よりして現在の營利本位の個々の經營からこれを國營に移すこと、但し現下の時局に鑑み國家財政への影響、既存事業への打撃を最小限度に止め、しかも最大効果を發揮することゝ實行方策を選ぶことが必要で、周到考究の結果左のごとき方法によるべきものとの結論に達した

(一) 國營の範圍 發送電事業とす

(二) 方法 (イ) 發送電に要する設備は國家自ら設備せず、別に新に設備會社を設立しこれをして施設提供せしむるは現に存する發送電設備は右設備會社に現物出資させる

(ロ) 政府は設備會社に設備の使用料を支拂ふ

(ハ) 政府は電力國營のため特別會計を設けるが、これが収入を目的とする會社たるを得ないことは本案の主旨に徴しもとよりである

(三) 業務 政府は發送電計畫を定め電力の卸賣をなす、しかして右卸賣料金は産業政策、社會政策的意義を加へ國家的要求を充足する

(四) 設備會社 (一) 國營に必要な設備をなし維持し、政府の用に供することを目的とす

(二) 資金、工事その他前記の業務遂行上必要な相當の特權を與へられる

(3) 主要役員の任免、定款の設定、變更、社債募集、利益金處分などに認可を要する

(4) 監督上必要な命令を受ける

(五) 國家管理の方法 官廳並に公私有電力會社中發電並に送電設備の部分だけを配電設備と切離しこれを相當額に評價してそれぞれの額に相當する設備會社の株を交付する

(六) 水力開發 營利上資力上の關係よりして現存未開發の水力に對しては合理的開發を行ふと共に同一水系において多數の發電所の競合ふものはこれを整理調整して發電量の増大とコストの低トをはかる

(七) 送電計畫 長距離送電によつて廣範圍にわたり需給の調節を行ふから從來營利上配電を行ふことが出来なかつた農山漁村に對しても低廉なる電氣を供給することになる

(八) 配電業務 卸賣料金を低廉かつ合理的ならしむる一方配電區域の整理統合、料金監督の擴充などにより發送電を國營の精神に協同せしむるやう適當に措置す

(九) 法律案・豫算案 右の主旨を遂行するために要する法律案は▲電力國營法律▲特殊會社法律▲同特別會計法律▲電氣事業法改正法律の四法律案で目下逡信省において立案中で、また豫算は電力國營準備費として

昭和十二年度 九十五萬圓

昭和十三年度 八十五萬圓

合計 百八十萬圓

で主として電氣、電力國營準備局における事務費、人件費である

(十) 臨時電力國營準備局 逡信省内に設置するものでその組織官制は目下立案中であるが、大體二ヶ年間位の豫定で國營に必要な諸調査を完了する (昭和十一年七月四日大阪朝日新聞所載)

逡相提案の説明

電力國家管理案については財界その他におよぼす影響を顧慮して細目にわたることを避け頼母木逡相は特に水利權の無償回收および新會社へ現物出資に對する評價方法、内債および外債の處理について言及することを避け専ら現下の國情よりして電力の安價にして豊富なる供給は絶対に必要であり、これがためには發送電の國營を實現せんとする主旨を力説したのである

現下日本の産業を檢討すれば産業の基礎たる原動力はまさにその九割が電氣であることからしても電氣は實に國家産業の消長に重大な影響を有してゐる、しかも近時の國際情勢に思ひをおよぼせば電力は國防上絕對缺くべからざるもので燃料節約の見地よりも電氣の有する國家的公共的使命は眞に重大かつ緊急で電力國策の確立は應政一新の非常時局を擔當する現内閣の最先にして最高なる使命の一であると確信する、しかして電力國策の要諦は「良質の電氣を豊富かつ低廉に供給することを確保する」といふに盡さるものでこれがためには供給區域を全國的に擴大しこれに應じて大規模な發送電計畫を遂行し設備の重複を廢し經濟的にまた公益的に綜合統一した計畫の下に運營することが肝要である、この意味から過去の營利本位個人本位の經營を排して公益的基礎に移行せしむることが必要でありこのため財界への影響、既存事業への打撃などを緩和しもつて最大の効果を擧げるためいかなる順序方法を取るべきかを研究しつゝあつたがその結果電力の完全な國營統制を目ざしてまづさし當つ

ての國營範圍を發電および送電事業に限定する▲發電および送電の設備は國家自ら設備せず別に新に設備會社を設立しこれをして施設提供せしむ、なほ現に存する發送電設備は右設備會社に現物出資させる▲政府は設備會社に設備の使用料を支拂ふ▲政府は電力國營のため特別會計を設立する▲政府は發電および送電の計畫を定め電力の卸賣をなす、卸賣料金は産業政策および社會政策的意義を加味して現在の料金より低下し得る見込である▲設備會社は國營に必要な設備をなしこれを維持し政府の用に供することを目的とす右目的遂行のため必要の特權を與へらる▲定款の変更、社債募集、利益處分、役員の任免には認可を必要とする▲卸賣料金を低廉かつ合理的ならしむる一方配電區域の整理、結合料金監督の擴充などにより發送電の國營の精神と共働せしむるよう適當に措置する▲電力國策遂行のため必要な豫算案などを次の議會に提出の用意がある▲設備會社は電力の卸賣を原則とし配電は行はざる方針であるが農山漁村など僻遠の地にして配電會社が採算上なし得ざる地點および電力の安價な供給を必須とする國家的産業、各種の試験用動力については特に低額料金で配電事業をも營む、たゞしこの場合低額料金によつて蒙る損失は政府これを補償す（昭和十一年七月四日大阪毎日新聞所載）

逓相提案に對する質問

閣議席上逓相提案に對して

一閣僚から電力民有國營案は主義としては反對するものでないがこれを特別會計とするときは議會ことに複雑な政治問題などを引起す惧れもあり、かつ實際問題として事務的にも非常に煩雜な手續を要するから寧ろ日本製鐵會社の如く半官半民の特殊會社の經營に委ね、政府においては嚴重に監督する程度にしては如何であるか、政府

に監督權さへ持つてをれば統制は十分出來ると思ふ、この點に對する逓相の所見を承りたいとの主旨の質問があつた、これに對し逓相は

特殊會社設置案も逓信省の國營案審議の際に出たのであつたが統制の完璧を期する上からこの案がよりよいといふことで決定を見たものである、しかしさらに研究調査してみることにする

旨を答へて諒解を求めた、次に前田鐵相は

鐵道省の電力は鐵道にのみ使用するのだからこれは統制のほかにおくことを希望するが逓信省の方針如何との質問あり、逓相は

鐵道省の分に對しては特別扱をして差支ないことになつてゐる

旨を明瞭に答辯したのであると傳へられてゐる（昭和十一年七月四日大阪朝日新聞所載）

逓信當局の成案

内閣調査局案を土台とした逓信當局の電力國家管理案はその具體化へ着々準備を進め、新國營民有會社の將來の發送電計畫につき成案を急ぎつゝある同案は、在來の既存會社の發送電設備計畫とは全く飛び離れた大規模なもので料金安と國防上の必要との二大目標のもとに採算を度外視した計畫である。しかしして當局はこれにより五年後には現在より三割六分の料金引下げをなし得べしと見込んでゐるが、計畫されてゐる新會社の既有發電設備は二百八十萬キロこれに五ヶ年間に左の設備を加へんとしてゐる（現在の自然増加は年十五萬キロ）

一、發電設備増加（イ）尾瀬沼（群馬縣）を開發し利根川の水流をポンピングアップして出力八十萬キロをあげる

(ロ)諏訪湖と天龍川を同様の設備により七十七萬キロ開發する(ハ)大井川筋の統一的利用により六萬七千キロを増加す(ニ)琵琶湖と余吾湖を連絡してダム式により十四萬キロの出力をあげる(ホ)信濃川に建設工事中の鐵道省の十六萬キロ、東電の八萬キロを完成する

二、送電幹線増設 現在十五萬四千ヴォルトの送電線は東電の猪苗代、上野、甲信、田代のほか大同の大阪方面三線、東京一線昭和の北陸線および日電、東邦の各一本などがあるがこれを中心に小送電網を敷きさらに新たに大幹線として尾瀬沼から東海道を通り大阪への一本および同沼から黒部、北陸を経て大阪に至る一本をとものに廿一萬乃至廿八萬ヴォルトの送電線とする

すなはち五地域の大發電計畫(約二百萬キロ)に併行し尾瀬沼の發電力を二本の大幹線で關西に連絡するもので當局のこの意圖は國營強行の現在の客觀情勢を十分に裏書きするものといへる、しかしこれが實現のあかつきには現在の水力發電設備約三百五十萬キロ、火力二百二、三萬キロに新たに二百萬キロを加へるものでその間の需要増加を五ヶ年に七十五萬キロとすれば百廿五萬キロが餘剰となる勘定である、國策のため農村その他一般工業に動力としてホワイトコール(水力)を能ふるかぎり利用せしむる現在の經濟的需給關係とは全然別の立場の上に大規模發送電設備を用意せんとするものである。

經營政策上の工作

逓信省の電力統制案の早急なる實現性に對しては民間當業者は今なほ疑問を抱いてゐるが、萬一實現した場合に備へるために會社經營政策上種々の工作を考慮しつゝあることは注目される、すなはち業績優良會社においては統制に

對して株主の利益を擁護する手段として未拂込金を統制實現前に満額まで徴收する、しかして採算的には株主資本よりも利益である借入金の返済に充當するとか建設資本を株主資本より有利なる借入金乃至は社債の發行によることを差控へて株主資本により賄ふとかまた資産の銷却率をなるべく低下しそれを積立金に振り當るなど各種の方法が考慮される轉運が濃厚となつて來たのである、

電氣協會委員會の設置

電力業者は政府の企圖する電力統制問題に關しては全然批評的態度を避けて來たが、政府の電力統制政策が閣議に上程を機とし、當業者は同問題に對する調査研究をなすとともに當業者としての態度をも決定する必要があるので、電氣協會ではき、取敢ず電力統制問題調査委員會を設置したのである。

電力聯盟檢討

電力聯盟では七月七日銀行集會所で委員會を開き結城、八代二顧問ならびに小林東電、松永東邦、池尾日電、林宇治電、増田大同の五大電力社長など出席の上電力國家管理案を中心として今後とるべき態度につき意見交換の結果電力統制は重大時局に直面して各自が個々の私見を發表するは業界の統制を紊る恐れあるため今後は出來得る限り自重的態度をもつて政府の意圖する電力國營案の公式發表を待ちこれに對する檢討を行ふことになつたのである。

第五回國策研究會

同會の第五回例會は七月九日議長官舎で開催されたが、當日は同會々員の外池尾日電株式會社社長及び三宅電氣協會常務理事の出席を求め豫て右兩氏の主張する電力國營反對理由の説明を聴取したのである。

電氣協會々長池尾芳藏氏の反對要旨

歸阪中の電氣協會會長池尾芳藏氏は昭和十一年七月廿二日日本電力本社において意見を公表し國營案の杜撰なる理由を強調した、その要旨は次の如くである

いはゆる電力國策の内容については未だ確實に政府案が明示されてゐないが、まづ本案の出發とその外貌について見るに

一、本邦における電氣事業が行詰つてゐるから、これを打開するためには國營案を実施することが緊急事の如く主張してゐるが、諸種の統計を見てもわが國の電力事業は世界無比の發展を遂げ何等の行きづまりを見せておらず、業界の現状についてみてもわが水力發電力は昭和九年度において四百七十四萬キロで、これを十年前の二百十七萬キロに比すれば毎年二十八萬キロに累加して二倍半に激増し、電氣の普及状態も十年前の三千萬燈より現在は四千萬燈に累増し、全國一萬二千三百二十二ヶ町村（一千二百萬戸）中二百十三ヶ町村（九十一萬戸）を残すのみで、その普及率はスイスを除いて世界一といふ盛況であるから毫も行詰つてゐるといへないし

二、「料金が高い、料金制がわるい」といふ意見も非常に複雑だから外國と比較することは困難だが、その概要につきアメリカと比較して見ると（一キロ當り錢）（萬半價換算）

	日 本	アメリカ
都 市 電 燈	一〇—一六	二二—二五
小 口 動 力	四—一六	一〇—一二

工業用小動力	三—一四	四—一五
工業用大動力	二—二・五	二—一三

で決して高いといへぬ、もつともかうした制度による電燈料金は原價計算によるといふよりその文化施設としての意義或は國民の負擔力といふ點にも出發してゐるがこれは世界各國の傾向で、またかゝる電力料金は今後低下出来ないかといふと、現在のまゝでも料金引下げも行ひ得る見込は多分にある、わが電力界は過去七、八年間、高金利、金解禁による不況、再禁止による外債負擔の重壓などに悩まされ一昨年の下期からやうやく順調にもどつてきたところで料金引下げはこれからいよくいふ問題で各社とも目下その準備を整へてゐる時代である、それに料金の認可性を眼目にする改正電氣事業法はいよく、明年十二月より實施されやうとしてゐるものであるから何も極端な機構變更による必要があるとは思へない、一體どこに行きづまりがあるのかといひたい

三、一方個々の問題としては「農村の救済、軍備上必要な新興工業の助成のための採算を無視した電力提供」の必要があげられてゐるが、これらは單に本案の理論の末梢を修飾するもので農村が別に電力を喰ひ電力を着るといふわけではなし、農村の電氣が高いのは廣い配電區域に使用率の悪い電氣を供給しなければならぬためコストが高くなるので元さへ安くすればこれが安くなると考へるのは素人考へである。勿論高いよりも安い方がいい、しかし電氣は衣食と違ふ、これが安くなつたからといつて農村の生活が安定するかどうか。またこのことだけのために多大の犠牲を拂つて國營にしなければならぬかどうか、甚だ疑問である。農村工業化が叫ばれてゐる。しかし農村工業化が成功するのは原料、技術、販路の關係である。生産費の二割乃至一割五分しか占めない動力費

を全部たゞにしたとしても直に工業が興るかどうか、また國營にしたからといつて直に農村に工業が興るかどうか甚だ疑問である。農村救済と農村工業化とは救済を主にし、また工業を主にし考ふべきであり、電力を主として考ふべき問題ではない新興工業への電力料金が問題だといふ。しかし化學工業その他電力を主とする事業は現に自家発電によつて或は特殊契約によつて安い電氣を得てゐる。今度の國營案は英國で行つてゐる送電國有案と米國で計畫されてゐる超送電設備案とに影響されてゐるらしいが、英國の送電線國有は必要やむを得ざる事情があつてさうしたのであり、米國の超送電線案は東と西とで三時間餘の間差を持ち各都市にそれ／＼特殊の工業が發達してゐる國であればこそ初めて有意義となる。日本では東と西といつても大した時差があるわけではなく、また各都市には何等の特徴があるわけではない。何を好んで不採算な送電線を設け東京の電氣を大阪へ持つて来なければならぬのか。設備費だけでももつたない話である。

必要とあれば、それこそ國家も片棒を昇がうし、民間業者もまたより安い方法で結つくに各かでなくこれらは要するに理論的に何ものでもないが、その内容についてみても本案の長所としてあげられてゐる。

一、送電設備の増大「および供給區域の擴大」もそれを國家の管理に移し採算を無視してやることも結構ではあるが、本邦における電氣の普及は前述の通り強列を斷然抜いて發達してゐるといふのが現状だし、設備についても現在の計畫の上に尾潮沼―阿賀川、天龍川―諏訪湖、琵琶湖―余吾湖などのポンピング・アップシステム（夜間の餘剰電力で吸揚作用をなし晝間發電する）その他信濃川、大井川などのものを合し五ヶ年間に二百萬キロワットを増電するといふ計畫の如きは抑もポンピングアップ・システムの原理を知らないもので、例へばこれを

二十二萬乃至二十八萬ボルトの超高壓線で尾潮沼―大阪間五百マイルの送電を目論む如きはその企圖するところは盛んであるが全く國幣の濫費であるといふはかない、營利會社に任しておけば大規模な發電所や送電線が設けられないといふ。これも營利會社であるからこそ無益な經費を濫費するやうなことがないのだ。

二、また公益上の立場において計畫を立て本邦へ「燃料國策」に寄與し、また不利益な水利地點を開發すればそれだけ自家發電或は火力發電とのコストの開きが大きくなつて行きづまつてしまふ。また河川使用の合理化と二重設備の廢除といふ河川の使用を合理化し「二重設備の排除」をなすといふが、その燃料國策に寄與する所以を例へば本邦未開發水力を七百萬乃至一千万キロワットと見積つてゐるが如きは實に經濟の原則を無視したものでわれ／＼として精々二百五十萬キロワットと見てゐるが、これを全部火力に代るべきといふ建前から燃料（石炭、石油）の節約になるといふのは恰もいくら石炭が安くても水力によるのだといふ駄々で、河川使用の合理化、二重設備の排除などの如きは從來政府の政策においても種々の變化があつたが、これから合理化しやうといふなら意味があるが、現在は殆どそんな必要がないといつてよい。假に不合理なものがあつたとしても事業全體から見れば無視していゝほどのものである。また將來の合理化が民營では何ゆゑ出来ないといふのか、國營でないといふ理由化出来ないといふ理由がない。採算を無視した大規模の設備、不利益な水利地點の開発などをすれば料金は高くなりこそすれ安くはならない。

三、『電力料金を産業別に統制し』『料金の低下』をはかるといふに至つては一部門においてさへ同じ電力料金の事業の成不成があらうといふものを全産業を部門的に差別してその輕重をつけるといふ亂暴な理論で、この理

窟からすれば金融、金利、租税その他一般の問題にもおよばざるべき全體的統制經濟の問題で、電力事業にのみ適用されるべきものでないであらう、料金の低下をたやすく云々するがこれも原價探算を無視して行はれ得るはずがなく、強いて行ふ場合はこれを國有とし金融利子、税金、公課を軽減乃至無くするといふ方法よりないが、本案は國有案ではなく民有の特殊會社であるのだから、これを實現するためには結局現在の私有事業財産の帳簿價格を切下げることに着着するが、かくの如きは別に國營案によらずともなしうるところだし、吾人の斷然承服し得ないところである以上の外本案の缺點としては

- 一、外貨債を簡單に取扱ひこれを無視する向があるが現實の問題としては極めて重大である
- 二、將來に對する資金の用意が全く考へられてゐない
- 三、如何に國家權力による統制とはいへ私有財産に對するかゝる取扱ひは憲法上幾多の疑義があることである。一旦許可してその許可期限の到來しない水利權をとり上げること、民間會社の設備を強制的に提供せしめることなどは疑義がある。これは憲法上認められた所有權確保の精神を侵すものではないか。なほ政府案の缺陷としては外貨債の問題を軽く見過ぎてゐること、將來に對する資金の用意が十分でないことなどを指摘し得る。これを要するに國營案には幾多の無理がある。われ／＼が無理であるとするものを政府局當は無理ではないとして押し通さうとするのだ。かうなると、これはもはや電力問題ではなく思想問題である。國家社會主義といふかファツショといふか、その名はどうでも、もし思想上の問題といふならば、われ／＼は一電氣事業者としてではなく日本國民として日本全體のためにもつと大きな見地からこの問題を検討する必要がある

電氣協會東京手形交換所經濟調査會

電氣協會は七月二十九日政府案に對する反對の根據を公表するにいたつた（電力民有官營案の検討其一参照）また東京手形交換所經濟調査會は七月二十九日東京丸の内銀行集會所に日電社長池尾芳藏氏を招き當業者の式場からの電力國營反對の根據につき聴取懇談を遂げたのである。

しかして池尾氏は資本の二重投下排除、電力料の引下、將來における建設資金の調達などを中心に政府案に對して検討を加へたが、それに對し金融業者は國營案の是非についてはかれこれ論議を押し筋合にあらずとなしてゐるが、電力業者の反對論が自己の利害からのみ出發してゐるものではないことを十分諒解し得るとなして相當好意を示してゐる

しかして調査會ではさらに政府側の主張をも聴取するため近く奥村内閣調査官もしくは逓信省の大和田電氣局長を招待することになる模様である。

電氣協會の新施設

電氣協會では政府の意圖する電力國營案を検討すべくさきに電力統制調査委員會を設置してこれが調査研究に着手したが、調査委員會のみをもつてしては専門的調査研究困難なるため今回専門委員會を設置して毎週月曜、水曜、金曜に會合して協議することに決定した、しかして右専門委員會は

第一部 國營案の根本的理由の検討

第二部 國營案の根本思想の検討

電力國營案の経緯

第三部 國營案の効果の検討

第四部 國營案の實現性の検討

の四部門に分ち、國營案の根柢をなす思想の検討を行ふとともに技術的にも調査を行ふことゝなつた。

前 田 政 務 次 官 談

日電社長池尾芳藏氏が電氣協會々長として國營案に對する反駁意見を公表したので七月二十五日逓信省に於ては前田政務次官談として正式に次の駁論を公表したのである。

一、國營の目的は電氣が公益事業として産業の基礎として我國最要唯一の天然資源としてこの經營が國家的に、全體主義的に行はれねば産業の振興は勿論國民生活の安定も國防の安固すらも保し難いといふ點にあるので、その實行を急ぐべきは現下の國勢情勢よりして非常時打開の責任を負ふ現内閣として當然とすべきである、電力國營の現象的目標はさらにその供給を低廉豊富にするにある、當局としては假に現在の主要な會社を今日のまゝに單に國家的統一經營に移すのみで、相當料金を引下げ得るとの算定の根據を有してゐるが、國營反對論者が統一經營に移さずとも料金引下げの見込多分にありとするならば右は統一經營に移せばこの上ともさらに料金引下げの可能性あることを裏書したことになる。

一、農村電化も國營による全體主義的經營に含まれねば料金引下げの目的は達し難い、現在農村電氣は負荷率が悪く、したがつてそのまゝ、營利會社に委せて置いては電氣の元値が下つても効界の薄いことは當然であるが、これはむしろ國營の必要を要請する理由となるものである。

一、新興工業はみな國防上重要なものでその成否は一に電力の低廉豊富の如何にかゝつてゐる、反對論者が新興工業諸部門では何れも自家發電または特殊契約によつて安い電力を得てゐるから現状維持で差支へないとするのは經濟、國防の確立に關し認識不足を暴露するものである。

一、東西幹線の連絡を完成する必要は主として國防上、産業政策上よりして自明のことであつて、營利的な採算のみを念頭に置くときは大規模な發電所や送電線の設置は或は無意義な濫費とも考へるかもしれないが、電氣事業は公益事業である、儲からぬものも公益上の必要からは設備を整へねばならぬ。

一、河川の使用や送電線の建設を國家的に集大成して全體主義的にやるべきことが個別的會社經營で行ふに比してはるかに合理的であるのは當然の事實で、要するに料金が安くなるのは國營といふ形體目體から成る要素とこれによる全體主義的經營の結果である。

一、反對論者は國營案の意圖は國家社會主義的であり、設備評價の切下げ、水利権の取上げ、會社設備の強制提供などは憲法上保證せられる所有権を冒すものであるとなしてゐるが、全然不當である、すなはち設備評價の切下げは不當な水ふくれのものにのみ對して行はれるのであつて誠實な事業者はむしろ帳簿價格よりも高く評價される場合もあり、水利も使用上正當に費した経費は補償される、たゞ水は元來國有で公益上必要あるときはこれを回收することはこれは當初からの條件であり、會社設備の提供も適當に補償すれば公益上必要ある場合實行されることは現在の法制にも例の多いことであり強制買収の如きは電氣事業法中にも規定されてゐる。

池尾電氣協會長と頼母木選相との會見

朝野各方面で賛否兩論が激烈に展開されつゝあるが、民間側反對陣營の急先鋒として活躍してゐる電氣協會々長池尾芳藏氏は首相並に關係大臣を訪問し昭和十一年七月三十一日逓信省で頼母木選相に會見、直接本問題に關し意見を交換したのである、池尾氏の意見は

▲電力國營によつて達せんとする目的は事業法の改正のみで到達し得ると思ふが如何▲資本主義の是正に關する選相の所見如何▲國營に移すに當つて買収せず、また交附公債を出さず現物出資の方法によつたことは實情に即しない無理な點がありはしないか▲國營案は國家社會主義思想の實現になるといふ危険性がありはしないかと質し、これに對し頼母木選相は次の如く答へられた

▲現在國民生活により豊富かつ低廉な電力を要望する聲は各方面から眞に切實なるものがある、これがためには事業法の改正のみでは不徹底である▲資本主義の是正といふことは決して資本家の利潤を無視するものではない國家全體として必要とするところもあり、また國民の社會生活における要求も無視することは出来ない、要はこの三者は圓満に妥協折衷して存することにあり、資本主義の是正といふことは資本家の利潤を根本的に否定するのは誤りである▲國營案の方法論については政府が正確なる國營案を示してから論ぜられたい臆測や假定に基く議論はこの際さし控へてもらひたい（昭和十一年八月一日大阪毎日新聞所載）

發送電特殊會社法案

電力國營案實施に伴ふべき四法律案（電力國營法案、發送電特殊會社法案、電力國營特別會計法案、電氣事業法中

改正法案）については逓信省電氣局において整理を急ぎあるが、發送電特殊會社法案の内容は大體次の如きものと見られる

すなはち會社の名稱は日本電力設備株式會社となし、資本金は二十億圓の豫定、民間當業者公營を含むの所有する發送電設備を政府の用に供するを目的とし社長、副社長、理事は政府の任命にかゝる、政府は會社の監督に當り、監督官を置き監督上重要な命令をなし得る、會社は事業資金の吸収上預金部、簡易保險積立金など政府筋の融資については優先的特權を賦與され、發送電設備、建設工事に政府事業に準じた特を行使することが出来る、會社はまた政府の認可を得て會社設立の目的に關聯して附帶的な業務を営むことが出来る、政府は發送電設備の施設變更の命令をなし得るとともに定款の設定または變更社債の募集利益金の處分などは政府の認可を要する政府の命令に違反などのことがあつた場合には重役の解任その他の制裁規定により處断する、しかしして會社の収入は一定の標準により算定されたる政府よりの交付使用料を主とする、政府の配當保證は大體公債利率程度（三分五厘乃至四分）とするなは會社設立には政府が設立委員を任命してこれに當らしめるはずである

（昭和十一年八月一日大阪朝日新聞所載）

民間電力資産の評價基準

電力民有國營問題は今や朝野各方面において賛否の兩論が戦はされてゐるが國策閣議では賛否の兩論が豫想され今のところ單純に解決は困難な模様である、しかしして逓信當局は民間の反對論たる

一、民有設備の強制出資

二、右出資の場合における評價標準

の二點に關し第一の點については眞の法律論から思想的根據にまで論及され、第二の點については水利權の無償沒收をはじめとして具體的妥當性の困難が強調されてゐるが、逓信當局の見解としては強制出資は憲法民法ならびに現行の電氣事業法でそれぞれ公益のため必要な法律的處分をなし得る旨を定められてゐるのであるから何ら疑義を生ずべき餘地なしとなしてゐるが、第二の評價の基準に關してはこのほど漸く電氣事業調査委員會の當該部會の報告案を得るに至つたのでこれを中心として目下立案中の特殊會社法中に規定すべく法文化を急いでゐる、右報告案の内容を見るに大體

- 一、根本方針としては出資を法律をもつて強制するのであるから評價の基準は當該出資者に損失を蒙らしめざることを第一義とする
- 二、假に現在の設備をその帳簿價格通りに評價した場合を想定するに大體廿億圓程度で評價に當り帳簿價格主義を執つても原案の目的と齟齬を來さない
- 三、しかし實際においては不良資産、水増等があるとともに優良資産もまた存するから個々の評價は帳簿價格を中心として増大するものと減少するものとの總額は帳簿價格による評價總額と同額となる
- 四、しかしてこの具體的特異性を齟齬因子としては
(イ)右の資産内容の優劣(ロ)營利能力(ハ)その出資によつて蒙ることありと正當に思料せられる一切の損失等が考慮せられる

以上の主旨に基いて難解の技術的算定方法を得るに至つたが法文としては極めてその大綱を盛るのみで詳細な勅令を以て規定されるはずである、さらに水利權の無償沒收については水利そのものは沒收するがこれに要した手續費、設備費等に對してはそれ〴〵適當に評價されるので従つて水利開發のために要した實際の費用は全部補償されるわけで當局は國家權力をもつて叩き値で出資せしめず總體としては損得なく合理的價格をもつてすると稱してゐる

(昭和十一年八月二日大阪毎日新聞所載)

電力國營調査機關設置

電力國營問題は去る七月三日の閣議に頼母木逓相が提示して以來すでに一ヶ月を閉するも政府はこれに關する何等の態度決定をなし能はざるのみならず、その原案についても極度の秘密主義をとり具體的歸趨を知るに由なく、ために電氣事業者を中心として國民の間にはゆる不安に基づく反對機運が漸次蔓延せんとしてゐるため政府では速かに採否の態度を明かにして公然天下の輿論に批判を仰ぐべきとの意見が有力で従つて一度政府が閣議で決定した後は逓信省は事業者をはじめ一般部外者の意見を徴して参考とする目的で恒久的調査機關を設置する方針である、即ちこの機關は逓信省、内閣調査局と民間業者・學識經驗者等で組織し國營斷行の根本方針については問題とせぬが具體的方法については實情を尊重する意味である程度まで各方面の意見を參考とするのである。

營業者の反對理由

平生文相は關西方面で色々の人に會つた結果電力統制問題について廣田首相と會見事情を述べた後次の如く語つた、廣田首相には關西方面で色々の人に會つたので詳細にこの人々の意見を御話した、電力統制問題については傳へ

られる逓信當局の案では發電送電を政府が國營にし増電と料金の低下を遂行すると聞いてゐるが元來電力會社には電力を賣るだけの會社もあるのでこの會社は全く營業を政府に取られてしまふのである、電力會社の人々が反對するの無理ではないと思ふ、なほ需要者側の人々にも會つたが同様、國營となつてから料金の低下がいつも保持出来るか否かについて非常に危懼の念をもつてゐる、これらを綜合すれば國家が發電送電を國營として料金低下と増電を期せんとする如きことは全く不可能であると思つてゐる、さうしてその主旨が判然としないのだ、むしろ料金低下を計ることが主要目的であるならば民間會社にやらせる方がよい、そして民間會社の監督を嚴重にすればよいと思ふ、廣田首相も熱心にこれらの反對意見につき質問してゐた、最近の閣議で同様の意見を述べるといふようなことは今のところでは考へてゐない

(昭和十一年八月六日大阪毎日新聞所載)

逓相實現に邁進

電力國營問題については事業者側のいふが如く事業採算の成否に立脚するものでなく現下内外の非常時局に對處する百年の國策としてこれを必要とするとの見解に出てゐるもので、區々たる反對論者とは認識の立場を異にするものであるとなし逓相の如きは其の政治的生命を賭してまでその實現に邁進する不退轉の決意を固めてをり、事務當局もこの逓相の態度を支持してゐるので政府部内の大勢が電力國營反對に傾くが如き場合には逓相の進退問題までも惹起する恐れが十分に存してゐるだけに逓相ならびに事務當局の右強硬態度を示してゐる

前田政務次官再聲明

平生文相が電力國營案に對して關西方面の電氣業者ならびに需要者側にも反對意向を表明するもの相當多い旨を昭

和十一年八月五日廣田首相に進言したことは逓信當局をいたく刺戟するとともに、閣内不統一の非難を被るおそれありとし前田逓信政務次官は六日官邸に平生文相を訪ひ種々意見を交換したが、文相は關西方面旅行中に聞いたまゝを首相に傳へたにすぎず、文相個人の意見は別に述べなかつた旨を明らかにしたので前田次官は同日その旨聲明したのである。

料金は低下せぬ

政府の企圖する電力民有國營案はその効果として電力料金が低下すると當局が言明せるに對し電氣協會では電力問題調査中央委員會専門委員會の手を通じて研究を重ねてゐるが八月七日やうやく「電力民有官營案は料金を低下せず」と題する意見書を發表、一兩日中にパンフレットとして出すこととなつた、その要旨は電力料金の根本は電力の原價にあるに拘らず當局は毫も數字上の根據を示さず、調査も不十分で可能性を疑ふこと、および料金低下と現行電氣事業法の關係を強調してをり大要左の如のである

意見書(要旨)

民有國營はかへつて原價を高くする (イ)採算を無視せる大規模計畫當局が大規模發電の例としていふ尾瀬原發電計畫は貯水容量五十億立方尺を需要に従ひ經濟的に利用せんとせば主として十二月より三月に至る湯水期四ヶ月發電するものとし尾瀬原發電所並びに利根川下流發電所の出力増加分を併せ最大十七八萬キロを安當とする、この場合の發電所建設費は一キロ當り二百卅圓、その電力原價は一キロ時一錢二厘強これを四倍強の八十萬キロとなる時は同發電所一キロ當り建設費は百六十圓を低下すべきも建設費總額は五千餘萬圓の増加となり電力原價

は三倍弱の昂騰を示し一キロ時三錢六厘となり發電時間俤かに三時間半強といふが如き不經濟な施設となりいはゆる設備統制とは全く逆行するもので當局は設備使用時間の短小を補ひこれを經濟的ならしめんとして利根川から揚水する意向なるも揚水そのものには揚水利用による發電力の約二倍の電力を必要とする、しかしこの場合餘剩電力は十分ないから原價の低下は期待出来ない(ロ)農村および特殊工業に對する特に低廉な電氣の供給農村における發電設備には巨額の費用を要し必然的に原價の昂騰を來す(ハ)無刺戟状態における事業進歩の停滯(ニ)設備會社設立による經費の増嵩民有官營が電力原價を値下するといふことは當らず(イ)二重設備の排除不經濟的設備の排除は現行法制の下に十分達成し得るところで特に官營の必要なし(ロ)水力の統一的利用民營でも當局の統制的指導によつて改善出来る(ハ)公課の輕減當局案は設備の所有者は株式會社なるがゆえに通常國營による公課負擔の免除は出来ない(ニ)營利資金の融通による原價値下は望み難い(ホ)現物出賃の際における資産の切下げは官營によるがゆえに可能ではなく民營のまゝでもなし得る

(昭和十一年八月八日大阪毎日新聞所載)

政府主腦收拾に腐心

頼母木選相の電力國營案に關する平生文相の一投石は今日まで鬱積してゐた閣内、閣外の反對論を高調させ、同案の取扱如何によつては選相の不退轉の決意もあり、内閣の前途に暗影を投じてゐるので、政府首腦部は内心善後措置に腐心してゐる、しかしてその解決方針は大體

頼母木選相提出の電力國營案なるものは閣議の決定を経てゐないのだから改案の餘地あるものと認め代案を提出

させて反對論を緩和するか、しからずんば國家百年の大計として電力國營の方針を認めて選相の面目をたて、一方澎湃たる反對論を緩和するため實行方法検討のため官民合同の一大調査機關を設置することなどが考慮されてゐる

(昭和十一年八月八日大阪毎日新聞所載)

第二部 電力國營案を排撃す

一、電力企業は營利主義に基け

統制擡頭の由來考

現内閣庶政一新の重要政策として電力國營案が正式に決定せられ同年七月三日の閣議に提案せらるゝことは昭和十一年六月二十四日の新聞紙に報導せられたのであるが、この電力國營による産業統制案に至るまで相當の長い沿革がある。明治四十三年桂内閣當時の遞相後藤新平氏が臨時發電水力調査局を省内に設置し、遞信次官仲小路廉氏を長官とし水利權を許可する場合、國家に於て必要ある際は無償にて、これを取上ぐることを得る條件を附し將來電力國營により電力を統制する基礎を定めたのである。それより約十ヶ年を経過し、大正七年原内閣の當時遞信大臣野田卯太郎氏は水力國有に要する調査を開始し電力國營の輿論を喚起したのである。而して、その後田中内閣の遞信大臣久原房之助氏により電力國營を提唱せられ各電力會社の資産内容の調査を行ひ小泉遞信大臣の時に至り、研究委員會なる

ものが設置せられ、國營に對して研究が施されたのであるが、未だ具體的の運びに至らずして終つたのである。昭和八年に陸軍大臣荒木貞夫氏により電力國營論が國防上より提唱せられ電力國營論が再燃し國有の是非民營の得失が論議せられたのである、嚴格にいへば從來電力國有官營論であつて近々公表せらるゝ私有官營案ではなかつたのである。現在我邦に於ける電力企業の主なる形態は私有民營で私有民營は企業形態の常道で、稀に國有民營並に私有官營なる形態を見るのである。從來の電力私有または電力民營といへば私有民營を意味し電力國有または電力官營といへば國有官營を意味したもので、これらの是否曲直が論議せられ國有官營を主張せる種々なる説があるかその主なるものを綜合すると

鐵道電化による電力國有論

水源涵養による電力國有論

發電統一による電力國有論

産業統制による電力國有論

等で今日の電力國營案とは異なるのである。

鐵道電化による電力國有論

獨逸に於てはその後に至りその趣旨を變更したが國有鐵道化のために電氣國有が主張せられ又その一部が實施せられたのである、我邦に於けるその代表的のものは大正三年三月中央公論に發表せられた野間五造氏の水力電氣國有論（電氣經濟研究所『電氣企業形態論』（二）五三頁参照）なるものがある將來に鐵道電化は必ず起るもので鐵道を國有

せる我國に於て電力國有となすべきは論を俟たざるものであるといふことであり、且また水力の私有（河川の私有）山岳の私有（峯谷の私有）道路の私有（電柱線路の私有）等の如き性質のものは總て國家の有とすべきものであるとなし更に水力電氣の國力により次の利益が伴ふものであるといはれてある。（一）事業の發展を促進する利益（二）國有に水力不統一の弊を救正する利益（三）河川法施行の妨害を撤去する利益（四）植林貯水放水を利用し得る利益（五）豫備水力の流用蒸汽機關の節約を主になし得る利益（六）競争の弊を根絶することを得る利益等である。

水源涵養による電力國有論

この代表的のものは本田靜六博士の大正九年六月電氣世界に發表せる『水力國有論』前掲『電氣企業形態論』（二）（九一頁参照）である水力電氣事業を少數の營利會社にまかせて置くことの不合理なること、その理由は（一）水力電氣は性質上國民に重大なる關係を有すること（二）水力電氣事業の國營は我國現在の財政上極めて有利なること（三）我國水力の完全なる利用を期し得ること（四）設備の簡單なるため國家經濟上極めて有利なること（五）水力電氣事業の國營は失業労働者の救済に適すること等であり、尙且つ私設會社にこれを委ねることは水源涵養と洪水豫防の統一を缺くの不合理を招くものであるといふことである、現に米國に於て起れる電氣事業の公有論は主として加州の治水問題に關聯して論議せられたものである。

發電統一による國有論

歐洲戰後英國に於ては電力單價を低減せしむるため電氣會議が設けられそれに電力統一案が提出せられ、一九二六年産業上、國防上の重要事項として國家的統制が實施せられた、それがその端緒である、我邦に於けるこの代表的の

電力國營案を排撃す

ものは多田文秋氏が大正十年九月電氣學會雜誌を發表せられた「電力國力論」前掲「電氣企業形態論」(二)一一九頁(参照)に發電力の充實を計るにはその管理は國家以外に良策がない、この理由に基き社會政策上また對世界の産業問題として生産費を絶對に節約し電力を低廉且つ均齊に供給せしめ得る經濟政策としては發電力の統一を必要としそれが達成に電力國有を主眼とせるのである

産業統制による電力國有

瓦斯が燈火を捨て、熱の範圍を固守せる如く、電氣も轉て燈火の用途を去り力の範圍を獨占する時代となるのである、經濟状態は自足(自然)經濟から交通(貨幣)經濟に、更に文化(統制)經濟の領域に進みつゝある、總ての産業は統制の必要を叫ぶるゝに至るのである、而して電氣が産業上唯一の機能を發揮し國防上、經濟上その他政策として電力國有が産業統制上最も必要となつて來たのである

英國の制定せる電氣供給法案は送電線を國有とし電力の專賣政策をとり電力原價の低下と電力供給の均齊に努め且つ非常時に於ける電力の充實を計りたるのである、獨逸では一九三五年に動力經濟法を實施し發送電を統制し可及的低廉なる電力を一般に供給せしめむと見るのである

産業統制の政策上電力國有を必要とし、これが實施には相當の努力を容れ容易のことではないのである、即ち電力國有は産業統制の手段で電力國有によつて電氣供給の低廉且つ均齊化を求めむとする經濟政策であつた

電力事業は公益企業

電力事業は公益企業電力企業は公益企業である、公益企業とは公企業たる私企業たること、また公私共同企業たる

とを問はず、公衆の認許または公營造物を使用することを得、一般公共の利益に適合し生活上の必需品及役務を供給し得る企業を意味するので公益企業には第一にその實體が商法上に於ける供給行為にして一個の經濟的企業であつてこれが公企業たる私企業たることを問はず一個の經濟的企業である、次にこの企業が一般の需要に應ずることを目的とし且つその經營の獨占的性質を有することが公益企業たるの特質で、その事業が本來國家または公共團體によつて經營せらるべき公共事業たるべき實質を具備せるものでなければならぬ、而して第三には公共の利益に適應することである、該企業は經營主體の公私を問はず國家の特許を受くることにより始めて成立し、何人といへどもこの企業經營權の特許を受くるに非ざれば原則として自由に同種の企業を營むことを得ざるものである、該企業は自から獨占權を有するのである、而して更に企業の機能を完ふせしむるには國家の特別なる規律及統制を受くることを要するのである、公益企業は利益を私得すべきものではないが、經濟企業で収益を目的とする營利事業たることに何等變りはないのである、その利益を獨り資本家の私有に歸すべきものでなく一切公有すべきものであるといふ點に於て異なるので營利を目的とすることに何等變りはないのである

民有の基礎は資本の利潤

官營として収益を目的とせぬといふことは企業の特質と考へられないことであるが、官營が収益を目的とせぬといふことになればどをなるか少しく考へて見たいと思ふ國有の場合に於て収益を目的とせぬことは出来るかも知れぬが、企業の性質はこれを容れないのである、電力企業は企業であつて營利を目的にすべきもので公益造物の如く無償主義によるもの、また公經濟の如く實費主義によるべきものとは異なる況んや資本を民有とせる場合に於て營利を目的とせ

すして資本が維持せらるべきものでない、企業資本の無配當を強要することは出来ないが資本に利潤の伴はない時は株價は暴落し資本民有の基礎をあぶなくするに至るのである

企業の官營、電力の國營管理は營利主義に反するが如く吾人は考へ、この聲のみによつても株價を下落せしむる程ナールパスなもので斯くして民有官營が果してどの程度まで實現し得らるかや怪しまざるを得ないのである資本に對し利潤を考へずして經營をなし得ざることは誰れしも知つてゐることである。これ即ち電力企業が公益企業としても收益主義でなければならぬ所以である。營利主義によることにより民營可なるか官營可なるかは議論するまでもないのである官營により料金の値下も出來供給の均齊も行はれ且つ相當の収益を歛むることが出來れば官營可なるも、これは決して望むべくして求められないのである。從來電力經營に何等かの缺點があれば別であるが、然らざれば電氣企業が官營になつたからとて決して優るべき理由がないのである。

官營民營の是否

經營の良否は經營主宰相の手腕と技量によるべきもので役人なるが故に商賣人より經營が下手だといふ理由はないと同じくまた上手といふ根據もないのである。然るに實際に於て民營の方が官營または公營より効果的であつた、それには種々なる理由はあるが、その主なるものは事業界に株價により敏感なる刺戟があつたに拘はらず公營官營の場合これがなかつたといふことである、この意味に於て私有官營は敏感なる株價の支配を受け敏活なる經營をなし得る好感を抱かれるのであるが、官營の場合は公益といふことをはき違へて營利を考へないでもよいといふ觀念にとられる點が多いが從來官營により好成績を挙げたる例が少いのはこの所以である。現に我邦に於て官營事業として

先づ成功と看做されてゐる鐵道事業であつても、これが建設費並に収益を精査するとき民營なればこれ以上の成績を收め得たものであるといふことを思はしむるのである。殊に電話事業に於てその失敗の著しきものであることを知り得るのである筆者は決して國營論を單純に反對するものでない公益企業の機能を私有にては充分發揮し得ざる態があるので寧ろ國有を禮讚するのである、併し國有民營の變態を認容することを得るものであれば最も讚美を表するものであると同時に私有官營に對しては反對をなす要意がある今回内閣調査局に於て電力國營に關する調査案が發表せられたが政府案として未だ公表せられたものでないからそれを論議することは避け後日發表を俟つてその内容を充分に検討した上のことにするのが最至當であるかも知らぬが、大體本案により政府の方針を示せるものであることが明瞭であるので電力國營案につき聊か卑見を述べ反駁を試みむとす

一、電力統制案を立直し

思想的背景を除け

假想せる庶政一新は不可

庶政一新の先驅として電力國營問題が世上に流布されたが、結局思想的背景を想はしむるのみで眞に電力を國營とせねばならぬ理由が何處にあるか、電力國營の利益並に電力民營の弊害について、國民が充分認識しこれを一般が感じてゐるならば兎も角、當局が電力國營の利益と民營の弊害を殊更に強調して、電力國營とせねばならぬ理由を机上

でデツチ上げ、これを唯一の種本として説明するのみでは、國民に眞に電力國營の利益及民營の弊害を納得せしむることは出来ない、抽象的議論のみで何等具體的説明を與へずして國營を強ゆるは當局に確固たる信念のないことを物語るものであつて、最近この問題を以て思想的背景を有するものと論評され非難さるゝも無理からぬ次第である、即ち資本主義經濟機構の變換であつて統制經濟主義を國家社會的思想の潛稱と考へられるの無理からぬ事である、奥村調査官は

一體斯様な立案者の思想的背景を單なる文章の抹消から斷定することは極めて不謹慎である、學者らしくもない態度であると思ふ（昭和十一年七月二十一日發行經濟情報第十一卷二十號二三頁）

また前田逋信政務次官は

とに角公益法人たる電氣組合會長と名乗つて堂々新聞紙上に政府を相手取り社會主義となしファシストと斷ずるあまりの暴言だ（昭和十一年七月二十六日大阪毎日新聞記載）

と云つてゐるが、今迄に發表された當局の國營案に對する意見を眞面目に検討して見ると決して文章の抹消をとらへて斷定するのでも暴言をばくでもない、庶政一新による電力國營案は資本主義經濟機構を國家社會主義の經濟機構に變換せしむる手段の様に思はしむる、思想的背景實行の現れとして電力國營問題が先驅せるので、庶政一新なる大飾の下に電力國營案は餘りシツクリと當はまらない産業改革の一證左となるのではないかに考へらるゝに至るのは決して無理なことではない、而して電力國營案を主張さるゝ觀念はとりも直さず、思想の潛稱であるかの如く直覺せしむるのである

二つの社會情勢が新官僚を樹立す

こゝに重大なる思想問題の動きがあつて、今日の電力國營問題を惹起した事と考へる必要がある、この點に深く考慮を要するところである、即ち第一は自由主義資本主義經濟の盛んになつた後には必ず統制經濟機構の思想が勃興するものである、第二には立憲制度の確定とともに政憲が絶大なる努力を得たために官僚に一時この存在を認められなかつた状態に置かれた、この反動が若い官僚を憤慨奮起せしめたのでこの二つの社會情勢が新官僚をして資本主義を打破し官權擴張を計りファシスト気分になりロシア、イタリー、ドイツの國勢強度化ならびに國家統制が如何にも痛快に見えるので自由主義資本主義の長所を忘れ一氣にこれを打倒せんとする考へが新官僚諸氏の頭腦を支配して、これ等の人達が今日の諸官省の中堅となり總ての産業を國家統制に誘導せんとする思想の流れになつたことは見逃してはならぬ、軍部にありても國防上國家統制を利益とし民間經濟論者で統制經濟論者がこれに賛成することになつた、當然として國家權力萬能主義が生れたのであるこの勢力はことの良否に拘はらず、熱慮を要すること徒らにこれを排斥することは出来ない、（昭和十一年七月大阪毎日新聞記載）

とむきになつて反駁してゐるが、疑ひの目を以て視るに然様に考へらる節が確にある、當局には左様の思想の毛頭あるべき筈のないことは信じて疑はないが、一步退いて疑の眼を以て冷靜に本問題を検討して見ると、また思想的背景を有するとの疑念の生ずるのも無理からぬ點があると思ふ、即ち國營論の思想に官僚獨善と民間業者への仇敵視であつて階級闘争主義で即ち營利排除で公益企業の本質を無視したものといはねばならぬ、

ゆゑに今日の電氣國營論についても徒らに冷眼視去りまたは感情に走ることをやめて具さにこの利害を考究する

必要がある（昭和十一年七月大阪毎日新聞社記載）

ことを述べてゐる、これに對し奥村氏は

統制經濟の必然性に至つてはこれを資本主義發展過程の當然なる締結に關するものであつて現下經濟機構の病根を排除し、我國民經濟の發展飛躍を招来せんがためには不可避にしてかつ當然探るべき經濟政策と確信するものである、國家權力が自己の營利活動に對して力強く加へらるゝを目して官憲横暴などいふは古い、國家權力は資本主義の初期においてはこの育成のためにこの上昇期においてはその自由なる發達をさまたぐる障害を排除するために發動したが、資本主義の下向期（現今は正にこの時期に屬するが）にあつてはこの矛盾を克服するために資本主義の必然的特質たる經濟の自由に對して全體的共存共榮觀に立脚して強力なる制限を加ふるよう發動するものである（昭和十一年七月二十日大阪毎日新聞社記載）

電力事業は公益企業で公益を無視することは出来ないが決して營利を排撃するものでない、斯かる同一の性質の事業にして國家が既に經營してゐる公企業にしても營利を排撃して居らぬのである、而して官僚獨善は畢竟民間實業家を仇敵視し階級闘争を反映せしむるが如き觀を抱かしむるのである、一般企業家に未だ斯かる觀念を感ぜしめても良いが直接關係ある電力事業者が具さにこの問題を檢討するに斯かる思想を背景とするではないかをいふか、池尾日電社長が

國營案に幾多の無理がある、われ／＼が無理でせんとするものを政府當局は無理ではないと押し通さうとするのだ、かうなると、これはもはや電力問題ではなく思想問題である、國家社會主義といふかファツショといふか、

その名はどうでもよし思想上の問題といふならばわれ／＼は一電氣事業者としてでなく日本國民として日本全體のためにももつと大きな見地からこの問題を檢討する必要がある（昭和十一年七月二十二日大阪毎日新聞社記載）

と絶叫せしむるに至つた所以も確かにこの點から出發せられたものである反團體觀念の排除を必要とす一般産業界は電力料金の低廉の好餌に沈黙し且つ現在一般産業界は電力事業者と立場が異なるため電力事業者は利己の利益のため斯く應酬し居るのであるとのみ考へられてゐるのであるが奥村代の聲明せる電力組織化の技術的批判だけに止まらず一連の基本産業に共通し革新原理の批判へ迄立ち入ることを要請するのであると述べられてゐるのだが段々本問題の眞意が闡明せられこの根本思想に對し獨り電力事業者のみ反對するのみでなく一般も對岸の火災視することが出来なくなり徹底的に排撃すべきものであることが聽て解り輿論を惹起するに至る、斯かる思想は國家社會主義の考へではないといふても承服が出来ない誤解を招く統制經濟主義の發露であるに違ひはないのであるが誤解があることは爲政者としては最も自重せねばならぬ、これを押通さむとすることになるとこれを自然に裏書することになると思はれる敢て議論の問題でない、何程理屈はよいかも知れぬが斯様の反團體思想は多少にても懸念の挿入せざる、策政に改めるに然ないのであるソビエトロシヤの共産國有思想やイタリー及ドイツのファツシヨ的經濟思想から出發した政策に我國體及國情と相容れられないことは明瞭で我邦の全面的産業發達上に何等即しないのである、勿論財閥や大資本家の横暴を讚美するものでもなく資本主義の搾取に共銘するものではない、利慾のみ考ふる資本主義が我國體に相應しからぬものであることをよく承知して居るが國營による統制に我家族主義的國家に相應しきものであるとの主張は一應首肯し得らるゝのである、それにはそれによつて採るべき政策がある、恰かもソビエットの思想或はファツシ

思想が強調せらるゝが如き觀を抱かしむるものである（現に奥村氏はドイツ・ナチスの電力統制さへも國營主義などいつてゐる）

庶政一新の指導原理が斯かる思想によつてゐるものでないことは解るが誤解は逸れない、野依秀市氏のいはれる如く

廣田内閣の看板たる庶政一新とはそも／＼何を意味するのかと矢たらに新らしいことに手をつけて世間の喝采を博さんとするものであつては断じてあるまい庶政一新の根本觀念は實に從來の行政上の弊を斷乎として改むることとてなくてはならない（昭和十一年八月發行實業世界第三十三卷第八號三三頁）

國家社會主義を巧みに偽明

奥村調査官は、要するに私の電力國策は實のところ主義の實踐から來てゐるのではなく學者は兎もすればある主義を堅持してその抱懐する主義の立場からのみ總てを見る傾向があるが、吾々行政に携はつてゐるものにとつては之れ等ある特定の主義の實踐といふことは最も避けなければならぬことであつて、要はこの行政なりこの事業の實際に則してその事業及び行政目的の完全なる發展を所期すれば良い譯である（昭和十一年七月二十一日發行經濟情報第十一卷第二十號二三頁）

と考へられてゐることを查はせてゐる、更に

滿洲電業公司の設立事務には私も關東軍特務部に在動中にこの末端に携つた一人であるため過般の事情に詳しい者なのであるが（昭和十一年七月二十一日發行經濟情報第十一卷第二十號二六頁）

この滿洲電業公司はソビエトロシアの電氣事業五ヶ年計畫の劃期的電力政策を検討せる結果の所産であることは誰れしも否定しないのである、三ツ子の魂白までの謬の如くこの思想が抜き切れず自然に行政に現れて行くことをよく考へ自制せねばならぬので自分は左様に意志の薄弱なものでないと考へることによつて既に囚はれてゐるのである自分の臭氣は自分に解らないのは當りまへである

國家社會主義の經濟政策に一致してゐる點があるため國家社會主義であるとはいへない、雨が降つたら道が悪い、道が悪いから雨が降つたといへないのと同じ道理である、公益企業なるものは營利を目的とすることに何等變りがないが、この營利の收容を資本家のみに分配すべきものでなくその一部は公業に分配されるべきものである自由企業は収益を資本家に分配せらるゝのである、これが公益企業と自由企業と異なるところである、資本家が個人であると國家であるとに何等異りはないのである、公益企業の特性を完了するには公企業が便宜であるといふに過ぎないので、國家社會主義が主義の實行方法として國有を主張すると同じことによるため恰かもこの國有乃至國營論が國家社會主義の如く考へらるゝが公益企業の國有論は國家社會主義とこの軌を同じうするものでないが國有乃至國營に歸せしむべき手段方法に於て國家社會主義のにもすべき資本を無視せる強制的政策を國家がなすときに於て初めて國家社會主義政策であると痛罵せらるゝのである、國家の所有となし資本金二十億圓の發送電設備社を設立し様といふのは經營主體に於て國家社會主義に異りはないのである評價の上現物出資とし所有者には株主たる地位を與へとあるがこの買收價格は公平なる委員會を設置して評價することであるがその評價委員には電氣事業者を入れぬと聞く、物を買取るに賣方の意見を無視して値段を決めやうとするわけだからこれでは強制買收と何等變りがないのである加之

す各事業者が所有する未開の發水利権を回收して何等の補償を與へないといふが如きは社會主義思想といはれても反す言葉はあるまい、寺内陸相は大阪毎日記者の訪問を受け

電力國營問題については、ぼつ／＼當業者方面から反對が出てゐるがこれだけではぜひ實現させねばならない、また頼母木進相もその氣でゐるらしい、要するに現内閣の成立の使命が庶政一新にあるのだから革新は當然やるだらう、議會がそれに反對すれば立て續けに二、三回解散を斷行してもやるべきである、要は革新の實行如何でこれについて自分は國務大臣の立場から全面的にその實現に努力するつもりである (昭和十一年七月二十七日大阪毎日新聞記載)。

と語つてゐる、この勇氣は實に尊敬に價するか本氣でいふたのであるか暑さの加減ではないかと思はれる、これが所謂軍部の支持といふのか、何れにせよファツショ思想の發露であることに疑いない、斯かる思想的背景による電力統制案を芟除し電力統制案の立直しをして眞に庶政一新の實を擧ぐべきことを要望して歇まないのである

三、電力國營は必ずしも 料金を低下せしめず

既設國營事業の成績を見よ

電力國營論が擡頭して以來、未だ會つて一度も電力を國營とせねばならぬ強き理由に類する徹底したる議論を述べ

られたるものがない。柳も電力國營の利益並に民營の弊害に對する意見を充分闡明せしめずして、國營を論ずるは爲政者のとるべき道ではないこと、二つの意見を批判し以て電力國營を斷行するの要あるや否やを論決することにする國營の利益として第一に擧ぐるものは電力料金の低下であるが、果して電力料金が低減せらるゝや否や頗る疑問である。明治十一年六月二十六日の開催された電氣協會電力統制問題調査委員會に於て統制問題に對する對策準備をなすことになつたその第一矢として逓信省に對し、統制案の具體的且つ技術的根拠を速かに發表し、もつて一般國民に對して得心の出来る様な説明を與ふべしとの論が唱へられた。

即ち逓信省の電力統制案の眼目とするところは豊富なる電力を低廉なる料金をもつて供給することにあるは、逓相も度々言明してゐるところである、しかし逓信省案の下で電力を現在に比し、低廉に供給する手段としては發送電網の合理化と既設發送電施設を新會社に提供せしめる際において、現在の帳簿價格以下に切下けて評價することの二途に區別して考へられる、しかるに後者、すなはち資産を帳簿價格以下に評價してもつて料金の値上げをなすことは、計畫經濟乃至は綜合經營の自體から來る効果ではない、従つて統制による料金値上げは發送電施設の綜合的經營に求めねばならない譯である、さらに現在のまゝに放任しておいても來る十二年末の全國的料金更改期には相當の値下げが行はれることは、逓信省並に民間當業者ともに認めてゐるところである、故に今後料金値下問題を論ずる場合に綜合經濟以外の理由による値下りの部分に、綜合經營自體によるものとを斷然區別考察する必要がある、かかる見地からすれば發送電施設の統制により逓信省のいふが如く三割以上の發力原價の値下げをなし得るか否か當業者として多大の疑問を抱いてをり、この點につき速かに具體的説明をなすべしとして

なる

電力料金を出来るだけ安くすることは誰しも希望することであるが、採算主義に則して能率向上において行はれねばならぬことである。國家が無採算に料金の引下げを計るといふに至つては問題はないが、國民經濟全體の健全な發達はこのために阻害される國庫の負擔で、電氣會社を援助すれば國民の負擔が他の孰れかに轉嫁されるのである、而して無採算主義を採る結果は、電氣事業經營者の緊張を緩め能率を低下せしむることとなるので、國庫の負擔により電力料金を低下せしむるといふならば敢て國營によらずとも出来るのである。

國營に依る値下は主客轉倒

併しこれでは經營の合理化は期待し得られないのである、官營によれば公益主義を推載して行くのであつて民營では營利主義に基き従つて料金の低下は望まれないといふ議論がある、これには確かに一應の理くつがあるが茲に考へねばならぬ事は

- 一、官營によれば營利を目的とせぬ故に料金を低下し得る筈であるが、實際に於て經營的營利主義によらぬため採算上料金を低下せしむることが出来ないのである
- 二、民營によれば營利を目的とする經營のため採算並に料金の低下は出来るのであるが、料金を引下けないのである

料金値下を希望しても、經營の結果値下が出来ないと料金の値下が出来ても値下を實施しないのとの差異があるので、官營の場合は値下をしたくとも採算上出来ないが、民營の場合は値下を仕様と思へば出来るので、出来ないもの

をせよと強ゆるは困難であるが値下の出来るものを値下せしむることは敢て困難のものでない、官營の場合は机上論では値下出来る様であるが、未だ曾て官營の場合に於て料金値下をした例が尠い値下と聲を大にして叫ぶのは買収當時の好餌に過ぎないのである

- 一、現在の五大電力會社の發電所及送電線を提供せしめて、こゝに新會社を創立しそれを官僚の手によつて運営せば、現在の價格十一億圓のうち、不良資産を切捨てれば配當金が減つてくるその金額だけ電力料金が安くなる
- 二、五大電力會社大合同の新會社が出来れば水力の開発が出来るそれに要する資金に政府の保證によりて、借入金となす場合は民間會社より營利で借入れることか出来、また社債を募集する場合でも、政府の保證によるから低利率で、國民は應募するに決つてゐる。それによる利拂負擔が軽減せらるゝので當然民間會社よりは電力を安く供給することが出来るではないかといふ理由

三、新會社の配當を五分に止める併し政府がこれを保證するから新會社が新株を募集する場合に於ても、安心して國民は應募することが出来るであらう、従つて低廉なる電力を供給し得ることが出来るといふ理由

切捨をなせばこれだけ利拂負擔が軽減することは確かであるが、切捨てとは國民の負擔によつて生ずるか、また電力會社の財産を踏み倒すかの二途である切捨により國民の負擔を重ねて、料金を引下げて何の利益があるか述べる筈もないこと、斯かる無謀のことは官僚といへどもなし得ることではあるまい、若し思想的背景を有するものとせば踏み倒しを實施せぬとも限らない、他人の所有物を勝手に踏み倒すことは昔の專制國ならざれば共產黨がファツシヨの徒で我邦の如き憲法下に於て人民の權利を認められてゐる、立憲君主國に於ては斷じて行はれ得ざるものである

強制的買収は我邦情に反す

利拂減によつて電力料を引下けるといふことは一應尤もの様であるが實際問題として政府の信用により幾何の利拂減が行はれるものであるが、現在最低公債三分五厘その賣出し價格九十八圓であつて實際利拂三分七厘となるので政府保證でもこれ以下の利率を以て資金を集むることは今日では出来ない、これにより推論せば新會社に於て四分以下では借りられないといふことになる、然るに現在金利が著しく低下して有力會社では四分一、二厘で社債が發行せられてゐる。利拂輕減の如きは一、二厘で全くこれは理窟と實際が即した議論ではないと思はれる配當を五分に止めても政府がこれを保證すれば新株を募集し得られる様に思つてゐるやうだが、これは投資と投機との異なる點を官僚が充分了解してゐない此點が經濟政策を誤る所以である、從來は國有及國營によつて株價の上騰を來した場合もあつたが、最近では調査局案の發表さるゝや株式忽ち暴落し再び電力國營案が逓信省案として發表されるやまたく暴落を演じ財界を不安に陥らせたのであるこれに對し奥村調査官は

「株式のあるものが暴落し財界の一部に多少の不安がみなぎつたにしても、それは一時的の現象で大目的を達する途上の一小波瀾に過ぎない」(昭和十一年七月二十日大阪毎日新聞所載)

官僚は自分の財産でないからこんな呑氣なことをいふてゐられるが株主としては決して斯様な意見に納得出来るものはない、經營能率については官僚も自信がないと見へ餘り駁論の辯明を試みて居ないが、從來官僚の商賣で何一つとして料金を安くし、一般國民の福祉を増進したものがあつた。煙草にしろ鐵道にしろ電話にしろ非能率的非營業的のものゝみである。然るにこれらに對し次の様な負けおしみをいつてゐる

政府案の着眼は單なる經營の節約とか一會社内部相互間の設備利用の合理化とかいふ消極的なことではなく、合理的發送電聯系の完成による投下資本の最有効の利用と電力の有無相通に伴ふ利益といふ積極的方法に依存する

(昭和十一年七月二十一日大阪毎日新聞所載)

無駄と浪費は官僚の常習

即ち發電上の負荷を調節し販賣電力のダイバnテrfアターを高め送電上のロツスを減じ且つ渴水期を異にする河川水力の組合せを考慮する、それは一應最もな理屈であるが、抽象論であつて實際を示したものでないから果して如何なるものであるか解らないが、斯様のことについては從來當業者間に相當の苦心が拂はれてゐたものである、これ以上は無駄を排除することは、熱心な經營によるので、斯様のことが役人の手によつて出来るとは考へられない、役人には無駄と浪費がつきものである、官營の非能率非營業的を改めなければ不可能である、この點に何等の説明がないから理屈に止まり實行が出来るとは信じられない、寧ろ民營の合同により發送電聯系を完成せしめ以て投下資本の最有効の利用に電力有無相通による合理的利益増進を圖る方が實行性に富んでゐる林宇治電社長は「大改正を施せば料率引下は可能」(昭和十一年七月七日大阪毎日新聞所載)だとの説を立て現在電氣事業者に對する租稅公課の容易ならぬ高率のことを詳細に述べてゐる、他の事業に比較して高率なる租稅公課は官營によつて輕減さるべき筈であるが果してそれすら輕減され得るか否かは頗る疑問とされてゐる、昭和十一年六月廿日の地方長官會議で各地方長官から電力統制に對し種々意見が出て逓信省の國家統制目標に對し早くも地方財政上から各種の意見が表明され、國家統制遂行に伴ふ將來の困難を思はせるものがあつた、即

電力國營案を排撃す

電力の安價にして豊富なる供給は絶対に必要であるが政府の企圖する國家統制の方針は財界に微妙なる影響あるのみならず地方によつては特殊の事情があるので畫一に流れず各地方それぞれに適合した方針を樹立すべきである、また水利権の使用許可に對する代償として現在會社側は地方團體に納附金を納めてゐるが國家統制となれば納附金がなくなり地方財政もより一層窮乏することとなるので補償その他適當の處置を講ぜられたい

(昭和十一年六月二十一日大阪毎日新聞所載)

といふのであつて統制強化に伴ふ民間業者への補償は結局將來の國家統制實現に伴ふ最難關として注目されるに至つた、斯くの如く見來ると電力國營によつて電力料金の引下すべき理由が薄弱となつて來たのである、茲に於て更に考察せねばならぬことは國營によらずして電力料金は引下げられないものであるが、電氣協會々長池尾日電社長は

現在にても料金を引き上げを行ひ得る見込は多分にある、わが電力界は過去七八年間高金利、金解禁による不況再禁止による外債負擔の重壓などに悩まされ一昨年の下期からやうやく順調にもどつてきたところで料金引下げはこれからいよ／＼といふ問題で各社とも目下この準備をと／＼のへてゐる時代である、これに料金の認可性を眼目とする改正電氣事業法はいよ／＼明年十二月より實施されやうとしてゐるのだから、何も極端な機構變更による必要があるとは思へない (昭和十一年七月二十三日公表意見)

即ち現在の儘にしても料金の値下げをなし得るので寧ろ國營によつて殊に料金が低下するとは考へられないのである、官僚は買収するまで公益主義によつて料金を低トするが如く吹聴するが愈々國營になつた曉には公益企業の本質に舞戻り營利主義に悖らぬ政策となり料金を低下せしむるに至らぬ場合が多い、利益を得たる場合にこれを他に流用する

これは既往の各種公企業に於ける實情を見れば最も明瞭である、國營の唯一の眼目は財政の緩和を圖るための収益を目的とすべきものがあるが、それでは國民の要望する處とは相反するものがあるので、一面國民一般の利益が圖るが如き理由を求むるため國營に移す理由が頗る不徹底とするのである

政府は電氣事業を公營に移す趣旨として單にそれが財政の緩和を目的として經營を企圖するものであれば低廉かつ豊富なる電氣の供給といふ國策に反する結果となる處があるので、それをオクビにも出さず料金低下を好餌として國營の達成に努力してゐるのではないかと思考し得らるゝのである

四、民營の弊害を高調し

營利主義經營を排除

當局者の經濟觀念不足

電力民營の弊害は營利主義であるため、電力供給による國家的救濟政策に悖るが如く主張されるが民營、官營を問はず電力企業は、其性質上營利的であることには變りがないのである、然るに官僚は殊更に公益主義と稱し營利主義は誤つてゐるかの如く考へてゐるのは大なる謬見である、これは全く彼等に經濟的觀念のないことを表明するものである、營利主義と雖も決して不純なものではない、あらゆる企業は營利主義によつて初めて業績を擧げることが出来るのである、然るに公營主義に囚はられて猶且つ業績を上げやうとするのは全く無理な注文である、業績を上げ得ざれ

ば國營の目的は達し得られないのである然らば業績を上げ、収益を大にすることが公益に反し公罰ならざるが故に収益多しと做すは何れも誤りである、公益ならずとも収益なき場合もあり、公益に反せずして収益を収め得る事も出来るのである、即ち公益に反せずして収益を擧げ得ることが經營最も善しきを得たものである、これに反し公益に反し収益を収め得ざるものは經營上拂悪のものであることは奴々を要せぬ、公企業なるが故に公益に悖らず私企業なるが故に、公益に反するかといふに必ずしもさうではない、勿論多くの場合營利的企業は公益に反するものとも云へるが現在は營利的經營であつても事業そのものが公益企業の場合には經營者は自利主義の觀念のみで經營を爲し得ざることをよく自覺してゐる故に私企業であるから營利のみを目的とし公益を害するが如き觀念を以て之に對することは時代錯誤の甚しきものである、假令公益企業であつて經營もろよしきを得ない場合は公益の目的を達し得ざるのみならず反つて公益を害する結果となるのである、故に公益の名にのみとらはれることは必ずしも公益の實際と一致するものではなく、公益企業の特質をよく了解して經營することによつて初めてその目的を達することが出来るので、公私企業之差ではない然るに公企業は公益を遵奉し私企業は自利にのみ走るものであるか營利主義に變りのあるかの如く考ふるは誤れるの甚しきものといふべきである

平時に於ける戰時氣分の連續は國民の能率を減殺す

又國民の生活安定、國力の増進、産業の繁榮等は官營によつてのみ整備さるゝが如く説くは首肯し難い、寧ろ民營によつてこそ眞にその目的を貫徹し得る可塑性が多いのである。即ち民營に對し完全なる統制政策を施すことが如何に効果的であるかを説明し得るであらう。

次に國營は國防の完備を目標とし各種産業の特殊性と、國民經濟の關聯性とに立脚し、統制の範圍及程度を決定されたのであつて、其結果、電氣事業は國防上缺陷ありと説かれてゐるのは、甚だ迷惑に堪えない、此點について林宇治電社長は

國家非常時の場合とならば、電力事業者とても國民の一員である以上、愛國の眞心に於いては決して人後には落ちないだけの覺悟はある、しかるに平常において獨り電氣事業者を責むるのは如何なる譯であるか（昭和十一年七月四日大阪毎日新聞所載）

これに對し奥村氏は

國家が左様な危機存亡に臨んで急遽強固な統制方策に着手しても時はすでに遅いのである、平時より戰時經濟の根基を確立し平戰時の産業政策を調和して戰時に於ける軍民の要望を満足せしむべき準備を完成して置く必要がある、されば電氣事業に對して電力の發生及輸送組織を全國的に單一有機體たらしめるの要がある（昭和十一年七月二十日大阪毎日新聞所載）

と反駁してゐる、成る程平時にも戰時の心がけは必要であるが一種の産業動員を平時から行つて置く必要があるか、戰時に於て爲すべきことを平時から實行して置かねばならぬ理由は何處にあるのか、一般の觀念も決してそこ迄には至つて居ないのである。然るに電氣事業者のみに、戰時觀念の下に經營せよといふのは甚だ不可解であり、一般業界との調節が採れない點が必ず生ずるであらう、而も一般國民に平時から戰時氣分であつたといつたとて、それは實行の出来ることではない、又それは國家的に考へても利益のあることではない

農村電化は民営でも出来る

農村電化に就いて池尾日電社長は次の如く述べてゐる

料金の高いのは広い配電區域に使用率の悪い電氣を供給しなければならぬため、コストが高くなるから元償さへ安くすればこれが安くなると考へるのは素人考へである、勿論高いよりも安い方がいいがしかし電氣は衣類と違ふ元償が安くなつたからとて、農村の生活が安定するかどうかをまた、このことだけのために多大の犠牲を拂つて國營にしなければならぬか、どうか甚だ疑問である、農村工業化が成功するのは原料・技術販路の關係である生産費の一分乃至一分五厘しか占めない動力費を全部只にしたとしても直に工業が興るか、どうか、また國營にしたからといつて直ちに農村工業化には救済を主にしました、工業を主にして考ふべきであり、電力を主にして考ふべき問題ではない又新興工業との電力料金が問題だといふ、しかし化學工業その他電力を主とする事業は既に自家発電によつて、或る特殊契約によつて安い電氣を得てゐる（昭和十一年七月二十二日公表意見）まことに至言である、これに對し前田次官は

池尾君の如きは公益事業經營の資格がない、斯くも率直に駁されては監督者として考へざるを得ないと思ふ、これでは猶更國營を急ぐ必要を痛感するばかりである（昭和十一年七月二十六日大阪毎日新聞所載）全くの感情論であつて駁論としては何の値打もなく、池尾氏のために完全にノツクアウトされた形である

遠慮勝ちな電氣業者の態度

電力國營案の理由として國營の利益と民營の弊害については何等首肯すべき定義を下さず、國營の目的とするところ

るものを外れことさらに説を立てゝゐる、感が多分に含まれてゐる、而も新しい考へといふのは國際情勢の變化に刺戟されて提唱されたものであつて、思想的背景の影が映じて來る、庶政一新の先驅を爲す、電力管理案は單に思想的背景の汚點を印するにとゞまるに過ぎぬのは返す返すも遺憾千萬である、電力國營案は全面的に案の立直しを必要とする、而して更始一新産業の全體的繁榮による、國民の生活安定國力の増進、國防の完備等を目標とした電力統制案を樹立することこそ刻下の急務であると信する、由來電氣事業者は監督官の前には弱いものである、併しながら電氣事業の經營には長い經驗を持つてゐる、然るに自己の問題であり、種々な關係から言ひたいことも云はずに遠慮して沈黙を守つた事が有利だと考へてゐる者もある、成程それは自己目前の利益かも知れぬが、大乗的精神を以て産業統制を目ざす、これ等の電力問題に對し充分なる意見を述べべきである、國民の利害消長に關する電氣事業である故に國民の總意がひゞくならば電氣事業者も國營亦止むなしと云つてゐるではないがよろしく國民の前に總べてを打明けて批判を受くるのが當然である、電氣協會長の反駁に對し政府當局は餘りにも理由に乏しきことを遺憾とするのである。

**五、産業統制の實効は
管理案の完備にあり****官民協力の要を認識せよ**

統制經濟主義は合理的組織化でなければならぬ、官僚の獨善を許さず、官民協力が最も必要な要素である、こゝに於て産業統制による電力問題が解決されるのである。國營案によらねばならぬ理由につき民營による弊害について何等説く所なきのみならず、國營による収益の確固たる定見を缺き、反つて官僚の思想的背景を疑まるとに至り國營による何等の利益を見出し得るのである管理案の方が國營案よりは寧ろ利益である、小島氏は「電氣事業法を改正せよ」と云ひ、林宇電社長は「現行事業法で十分統制効果はある」と述べてゐる、だが少し腕が出来て來ると管理だけは満足が出来なくなり、經營も自分の手でやつて見たくなるのが人情である、だがそれが一番危険である、生兵法は大怪我の基だ、所謂『おかげ八目』でさて自分が手を下して見るとなかく思ふやうにはゆかぬものである、脚本家が自分の作品を役者が、どうも自分の思ふやうに演つてくれない、一層自分が舞臺に立つた方が眞當の作の心持を表はせるだらうと思つて作者自身が舞臺に立つたが、どうして役者の半分にも演出することが出來ず、又役者が自分の性質なり、持役なりをよく書きこなしにくれる作者がないからとて、役者が脚本を書き下ろして、自分で演出して見たが、これも一般觀衆には何の感興も與へない、矢張り作者は作者、役者は役者各々の技能と特質がある、如何に芝居に通じ、脚本に馴れて居ても結局は本職には及ばないのである。從來役人によつて營まれた事業は失敗する場合が多く商賣人による事業は成功するやうに云はれてゐるが、これは組織的關係によるもので商賣人は監理機關があつて高所から指導されてゐる利益があるが、役人が商賣することになればこの監理機關はあつても、事實上無いも同然である、これがために反つて失敗するのだと思はれる管理者と經營者があつてこそ初めて合理的に事業は達成するのだが、これを合一しまたは排除せしめては合理的たらしめることは出來ない。統制上最も缺陷である。

苗吹けど踊らぬ財界と一般民衆

各自の機能を十分に發揮せしめ、合理的統一を行ふにあらざれば失敗を招くことゝなるこの故に吾人は國營に反對するのである、こんなによい理屈があつても、實際上價値のないものでは駄目である、これ即ち國營案を排撃し、管理案を主張する所以である、奥村氏が

どんなに骨を折つてみても大規模な合同體の出現の前には政府の統制や監督は無効なこと火をみるより明白である

國營化が焦眉の急であるとなすは恰度脚本の作者や役者が自分の思ふ様に芝居を演じてくれないとか書下ろしてくれぬからとて自分が舞臺に出たり、脚本を書いたりするのと同じで、この勇氣と努力には讃辭を呈するが、これが即ち獨善主義の禍である産業統制に忠實たらんとするには自制せねばならない、政府は管理をなすことを充分検討して、これによつて國營案以上の効果を收めねばならぬ、逕信當局が現内閣の庶政一新として先づ官營事業の刷新を計り而してこれが効果を昂めて後、自己の管理範圍の經營に着手するならば理由はあつても、自己の經營する官業の失敗を顧みず、更に手を延ぶことは如何程よい理屈をつけても賛成されるべきものではない、既に有利有望な事業を經營に失敗した事業家が他に有望な事業があるからといつて、如何に名文の目論見書を作り効能を列べ立てたとて投資家はそれに賛意を表さない、それに反し事業家として成功した者は目論見書は極く簡單でも、事業と人物さへ宜敷を得れば喜んで投資する、これが投資家の心境であるこの二つは官僚には解らない、國營案が有利だと如何程説いて見ても寶篋やつてゐる經驗からみても賛成せられないのであり

電力の國營統制に關する内閣調査局案と稱せらるゝものが去る三月十五日（日曜日）の都下各新聞に一齊に記載せられた、時期が時期であつた爲めに、翌十六日の證券市場では電力株が軒並に下落した昔は國有とか國營とかになると其事業に關係のある株式は俄然暴騰したものであるが、此頃は全く反對に下落すると云ふのは如何に世の中の情勢が變つて居るかと思ふことを如實に示すものである（經濟雜誌ダイヤモンド昭和十一年七月並八月一日所載）

出弟二郎君が述べてゐるが世の中の情勢が變つた譯ではない、官營の嫌氣によつて投資家が買進まぬことを如實に物語つてゐるのである、これを見ても國營悲觀材料が提供されてゐるのである、官僚が笛を吹き太鼓を叩いても大衆は踊らないのである國營となれば料金の値下が行はれるといふのは、一種の好餌であるが現に度々その手に乗つて來た國民はさう甘口にはウカと乘らない、勿論電力事業の組織化に於ても開發工作に於ても料金低下に於ても缺陷のあることは解つてゐるが、これは事業者の不足が大なる原因である、一面電氣統制の行政的失敗の責めも逸れることは出來ない將來に於て國營に必要とする理由統制に於て充分發揮し、事業も經營上産業統制上大なる使命を充分に自覺せしむる必要がある、官民協力として各々の分野を定めて相犯すことなくせば國運の進展を國際情勢に何等遜色なく極東の實を擧げ得らるゝのである

六、電力國營案の實施は 東京電燈の救済に墜す

五大電力会社の異なる利害

北濱市場に一時「東電買字治電賣」の聲が盛に起つた、これは何を意味してゐるのであるか敏感なる衝動を解剖して見ると今回の國營案なるものは東電に有利にして宇治電に不利なるものであることを感應してゐるのである、勿論これは投機的觀念よりの出發で實際に於て施行せられた後でなければ解らぬことで未だ國營案の實體が發表せられたものでないので豫想に過ぎないのであるが、今迄に新聞に發表せられた當局の意見を綜合すると五大電力会社中にも損得がある様に思はれる東京電燈会社が國營案に對し一番有利で國營案なるものは東京電燈の救済案とも見られる東京電燈会社と東邦電力会社は大正八年以來合併に買収に相次でこの數實に夥しく我邦に於ける大正九年より大正十二年に至り四年間に於て二五九の合同が行はれたのである、その理由は

大正七年原内閣當時の渡相野田卯太郎氏が水力電氣國營實施の第二期調査を開始し數年間に亘り全國に於ける水力利用點、流量、馬力數等水利開發に關する豊富なる資料を蒐集し、政府部内に電力國營の輿論を喚起し、政友會の電力統制論の基礎を作つたが、大正九年財界混亂状態に陥り國營の實現を見るに至らなかつた、而して國營問題に一時鳴をひそめた、其後財界の不況は容易に恢復する模様もなく金融上の窮迫より施行中の工事さへ續行

し得ざるものが續出したので之が救済のためかた／＼獨逸の發電集中論にならひ、野田選信は國營の方針を中止し電氣事業法を改正して、大發電所の連絡及大小事業の合併を奨励し、此機會に於て整理の目的を以て合同統一を遂はしめたのである。(宇野義豊著日本産業革命論一四七八頁參照)

この合同に依つて東京電燈會社は非常なる損害を蒙つた、元來同社は相當好成績を擧げてゐたのであるが、それ以後は非常なる悲況に陥つたので政府としては別に默契があつた譯でもないだらうがこれを何とかせねばならぬ義理合を生じた事は確である、斯く見來る時小林氏が本問題に對し沈黙を守つてゐる點に疑を挿入するのも無理ではなからう、小林氏は事業上の損害を見たら決して沈黙を守る様な人柄ではない、氏は最近産業は國營にすべきかのパンフレットを出版したそれによると何等國營問題を論じては居ない只最近斯様の問題が起つてゐるので、これを題目にとらへたといふに過ぎない、嘗てそれらしいものに「民營事業の國家管理」の片鱗を現はしてゐるに過ぎぬのである小林氏は調査委員であり出弟二郎君は専門委員である關係上餘り反對の意見を述べることが出来ないためであるかも知れないが、會社に損害のあることに對し決して沈黙する筈がない、斯様の理由からして本國營案は東京電燈會社のためであると巷間に傳へらるゝのも一理である大同電力會社は東京電燈會社の鼻息を伺はねばならぬ關係からして増田氏が反對の意見を發表せぬとの事である、『電力國營と其の影響』と題し出弟二郎君は末項に

林内藤兩氏の提案に對しては大同電力は絶対に反對で、寧ろ此の際適當に評價して特殊會社に合同すべきであると稱してゐると云ふ話を聞いた大同電氣が發送電國營に賛成であるかどうかは知らないが、林氏案に不賛成であることは事實らしい。(昭和十一年八月一日發行經濟雜誌ダイヤモンド一八一―二三頁)

果してこれが事實であるか否かに當事者のみの知ることである

財界の動議を考慮し實情に則した統制を爲せ

五大電力會社の内林宇治川電力社長池尾日本電力社長が國營案反對で獅子吼してゐるに對し増田大同電力社長が蛙の面に水のごとくシャア／＼として居るのは何れにしても不可解千萬といふべきである、斯様の事から押して國營案により利益を生むものは沈黙を守り利益に反するものゝみが本案に反對の氣勢に擧げるのは當然であるので爲政者はこの點をよく含味して國策を立てねばならぬのである政府の政策に對し賛成するから味方で反對するからと云つて一概に敵視すべきものでない出弟二郎君は

此の案に對して從來の電氣事業者の一部、敢て全部と謂はず、電氣事業者の中には本案の實施によつて、事業經營を改善安定せしめられ有利の結果を見るべきものがあるが敢て茲に其等に寄生せる新聞雜誌のあるもの等が相當に反對するであらう事は勿論始めから豫期せられ得ることである。(昭和十一年八月一日發行經濟雜誌ダイヤモンド一八一―二三頁)

斯く簡單に國營案に對する反對意見を大體的に解決することは妥當なものとは考へられない同君の考へる點の意味も多分にあるが敢て反對せむがための反對ではない、筆者の如きは敢て國營案を無意味に反對するものではない、公式に發表された後に批判を爲すのが最も穩當でそれ以前に兎や角いふのは餘り面白くない事はよく解つてゐるのであるが、本案の發表は當局がその是非を問ふてゐる程度に如く思はれるので忌憚なき意見を述べるので統制のための國有乃平國營案は明治四十三年桂内閣當時の遞相後藤新平氏が臨時發電水力調査局を省内に設置したことに胚胎するもの

で爾來二十七年を閲してゐる、統制國營案の準備期間としては相當永いものであるが、眞劍にこの準備をしたものではない故に向成る期間は統制に基く管理案によつて經濟機構に變化を與へず投資家に損害を及ぼすことなく勞働者の權益を考慮せる準備工作をなし後ち漸次電力統制政策として國有乃至國營を實施すべきが最も適切であり爲政者としてこの覺悟が必要である。

第三部 統制經濟と電力國營案

小島精一述

一、統制經濟を僭稱した

國家社會主義の實踐

(立案者の思想的背景を疑ふ)

はしがき

電力國營を追求するにつれてその危險性の甚大なことを益々痛感せしめられる。原案作成者達が躍起となつて辯明すればする程その思想的背景の奇矯と過激とが強く耳朶を打つのみである。彼等は口には統制經濟主義を唱へながら腹は國家社會主義を狙つてゐる。そこで筆者は何よりも此の擬裝社會主義の眞相を抽出して、筆者宿年の持論たる眞正統制經濟との根本的相違を鮮明し、以て識者の公正なる批判に資したいと思ふ

筆者がこゝで主として検討の對象とするものは原案作成者と稱される調査局の奥村、出兩氏の次の諸論説である。

- (1) 國際經濟週報、六月十八日號
(2) 經濟情報、七月十一日號
(3) やまと新聞、週刊經濟第二號
(4) ダイヤモンド、七月十一日號 (出氏)

(奥村氏)

なほ最近國家社會主義の陣營に轉向した山崎靖純氏の論文(七月十三日、讀賣)もあるが、之は數十年來語り古るされた社會主義の入門書の切り抜き以上の何ものをも示唆してゐないから、こゝではわざわざ問題とする勞をばぶくことにする。

第一點 電力國營案は民間事業界に對する極端な不信の思想から出發してをり明に國家社會主義的革新原理を背景とするものである。何よりも最初に筆者はかゝる思想的背景に識者の注視を促さねばならぬ。けだし「庶政一新の先驅」として、その全體的内容を盛り込んだ唯一の革新方策が、この電力國營なのであるさうだが、(經濟情報・奥村氏)いや應なしにわれ／＼の注意は此の思想的背景へとひき付ける。かくてこの問題は奥村氏自らの聲明する通り、單に電力組織化の技術的批判だけに止まり得ず、一連の基本産業に共通な革新原理の批判へ迄立ち入ることを要請するのである。筆者をしてこの原案の思想的背景が國家社會主義であると斷定せしめたものは何よりも原案作成者たる奥村氏自身の上掲解説論文に外ならない。そこで、氏は民間事業が本質上營利追及に専念するのみであるから、到底公益的國防的電力政策の遂行機關たらしめ得ないといふ極めて單純且つ素朴な斷定を下してゐる。この斷定は論理の必然に

従ふとき、一連の基礎的重要産業にも適用されるものと推察されねばならないが、然るときは、明白に國家社會主義的思想と評する外はない。しかるに奥村氏は奇怪にも氏自らの立場を統制經濟主義だと僭稱してゐる。

(經濟情報・上掲號)だが、これは故意のごまかしでないとすれば氏の認識のとんでもない大錯誤を語るものである。氏の如き少壯有爲の新官僚でさへ、かゝる基本的錯誤を犯してゐるのであるから、筆者は特にこの機會に國家社會主義を徹底に排撃して、筆者の持論たる眞正統制經濟の本質を鮮明せしめなければならぬと思ふ。けだし、かくすることが今後の非常時政策の合理化に對して最も根本的な前提要件となるものと信じるからである。

そこで彼我の思想の根本的相違を對比的に列挙すると

- (1) 彼は官僚獨善であり民間實業界への仇敵視であるが我れは全體融和主義であり官民協力である。
(2) 彼は官僚自身による企業管理即ち國營万能であるがわれは民間事業家の企業心を尊重し、これを助成し、統制することを主眼とする。國家自身は經營のマネージメントには立ち入らず、たゞその最高方針の統制(コントロール)に専念する。
(3) 彼れは階級闘争主義であり、營利排撃であるが、われは勞資協調であり、營利と公益との調和を尊重する適度の營利的刺戟をもつて經營能率を向上せしめる用具となし、之を大局に於て公益的見地に服従せしめる工夫を肝要とする。

世人往々、筆者等の提唱する統制經濟主義をもつて必然に基本産業の國營化に歸着するが如く誤解するか、兩者は以上の指摘で明白な通り、實に似もつかぬ別個の主張なのである。だから、統制經濟を採用するものにとつては電力國營などは當然否定されねばならぬ筈（現にドイツ・ナチスの實例をみよ）なのに、奥村氏はどう血迷つたか、統制經濟と全體主義との合言葉の下に恰も必然の結論であるかの如く、かかる奇矯な國營論をかつぎ廻つてゐるのである。之は木に竹をつくやうなものである。もつとも、奥村氏の統制經濟研究は失禮ながら非常に粗雑らしい。現に氏はドイツ・ナチスの電力統制さへも國營主義だなどと、大ヨクを平然と公言されてゐるのだから（國際週報參照）その心臓の強さには評者の方が愕然たらしめられる。

◇

それはともかく、この國營案が國家社會主義の產物であることは、立案者の思想的假面を剥ぎとるとき殆ど一點の疑點もない。問題は庶政一新の指導原理が、果してかゝる激越、未熟なる思想體系に依存してよろしきか否かにある。少しく冷靜に考へてみたまへ。ドイツ・ナチスでさへ國營主義は強く否定されてしまつてゐるのに、發展日本の現段階にどうして、それが適應性を持ち得るか。

二、發送電と配電との

分離は却つて不利益

（合理的組織化に國營を必要とせず）

第二點 電力事業の合理的組織化のためには斷じて國營を必要としない原案作成者達は電氣事業の分裂と不整備とを批難し、之を合理化するには國營の外に途なしと斷定してゐる。筆者からみると、この斷定そのものが亦明白な國家社會主義的思想の吐露と評することが出来る。筆者も亦現状の甚だ不整備、非合理的なことは確任する。だがその改善には國營トラストの建設以外に、より妥當な方策がないなどは決して考へられない。例へば電氣會社に適當の合同を勧告し、場合によつては、その組織化を統制的に斷行せしめる権限を主務大臣に與へることも考へられよう（このためには勿論電氣事業法に當該條項を附加する必要がある）もつとも、筆者は、原案作成者のいはゆる綜合的開發、利用の長所を獲得するために、全面的「一大合同」を必要とすると思つてゐない。おそらく地域的ブロック化の完成を土台とする若干の超連系工作だけで充分主要目的は達成せられるであらう。出弟二郎氏のいふ如き「一水系又は隣接水系の綜合的最大限度を出すやうに計畫し、開發」（ダイヤモンド・七月十一日）するには何にも全國的トラストは要件ではない。但し、これを統制するに當つては勿論絶對全國的、綜合的立場を必要とするが、それは出氏も提唱される如き電氣委員會乃至審議會の強化・擴大をやればよろしい。

尙ほ序ながら、従来の電源開發が孤立的且つ分裂的であつたに就ては、何よりも統制官廳たる電氣局の統制行政の混亂にこそ最も重大な責任が歸せしめられねばならない。この點に就てはダイヤモンド（七月十一日號）で阿部氏が詳論されてゐる通りである。しかるに奥村氏が電氣事業法をもつて、單純なる資本家擁護法であると頭から斷定し、こんなものでは到底組織化は期待出来ないと迄冷笑してゐる。これは實に奇抜な議論で丁度社會主義者の口吻そのまゝである。後に詳論する通り、筆者は電氣事業法にも若干の改正、強化を必要とするものではあるが、この法律の存在理由は立派に承認し之を育て下け、活用しなければならぬと思ふものだ。

第三點 電氣事業の組織化からみれば發送電と配電との分離は不利益である奥村氏は經濟理論からこの兩者の分離を必要とするかの如く強調するが、皮肉なことには同じ調査局の出氏は「理想としては發送電と配電との綜合的國營を可とする」やうに説明されてゐる。（ダイヤモンド・上掲號）かういふ風に原案作成者の間においてさへ意見の對立が暴露されるのは批判者にとつては甚だ迷惑千萬なことではあるが、少くも此一點に關する限り、明に出氏の主張の方が正當である。奥村氏は遺憾ながら現代企業組織論の最も初歩的な知識をさへ欠いてゐるやうにみえる。なぜといふに、企業形體は益々綜合化されながら、經營形體は逆に次第に細分化されて行くといふ近代的現象の理論付けを理解されず、經營の分化即ち企業の分化といふ風な根本的錯誤に陥つてゐるからである。同氏が國際週報の上掲論文に於て、現代の大電力會社が企業形體こそ發送電と配電との綜合化に進んでゐるが、その經營形體は兩者の獨立分化へと

向つてゐると指摘したからこそ兩者は企業形體として亦當然分離せしめらるべきだと主張されるのは明かにこの初歩的知識の欠乏を暴露するものではないか。筆者は同氏とは全く逆に企業が綜合化されるからこそ經營の分化は可能となるのだと主張するのである。

奥村氏は又生産と商業は分離されるのが原則であるといふ風な極めて幼稚な原則論をふりまはしてゐるが、それは事業の種類によつて決して一律に斷定出来る原則ではない。なるほど遠方の海外市場などを、しかも激烈な競争場裡において開拓して行くに當つては兩者の分離は或は有利であるかも知れない。しかし、今問題となつてゐる電力事業の如き國內の獨占的市場を對象とする場合において特に兩者の分離を強調する理由はどこにあるのかを具體的に説明してもらひたいものだ。のみならず、この兩者の分離には必然に次の如き重大な不利益が派生することを、どう考へられるのか。

- (1) 人件費、雜費の重複による浪費
- (2) 需給兩面の敏活にして、能率的な調整の困難
- (3) 特殊電力、深夜電力等の有効な利用上の困難
- (4) 兩者の分離による會計上の獨立化から綜合的計算が不可能となり、必然に小賣値段の若干の釣上げを生ずる
- (5) 渾然たる綜合的計畫化の困難等々

かく考へ来れば「理想としては」出氏も承認される通り兩者を綜合的に管理する方が有利なことは殆ど自明に近いのである。それにも拘らず、兩者を分離せねばならぬ理由は、結局發達電の國營化といふ前提的要求に拘束されてゐるから、止むを得ず、配電だけは切り離さうとするのであつて、企業組織の理論からいへば、之は決して最善の解決方法とはいへないのである。

三、電力料金値下げは

飽迄採算主義の上に

(經營能率上國營に致命的欠陥)

第四點 國防經濟の充實からみても國營化は決して必要でもなく、又望ましいことでもない國防經濟の見地から、かなり膨大な電源開發が急務とされることは筆者も明確に認めてゐる。たゞ、問題はそのため國營化が必要であるかどうかといふ點だ。筆者は出氏の主張するのと同じやうに開發計畫、電力料金その他の重要政策を決定する中心的機關としては非共國民エキスパートの協力委員會を新設するの必要と認める。そして、これが單純な諮問機關たるに止まらず、實行力を或程度附與されるべきことを強調する。(この點事業法の改正を要す)だが、かくして合理的な開發計畫が確立される以上、これを實行する機關は出来るだけ民間の實業的企業自體であるべきものだと言張する。國營案の作成者達はこの點において、頭から民間實業界に對する極度の不信を吐露してゐるが、建設工事といひ、完

成設備の運營能力といひ、内外各般の事例はすべて民間企業の優越を立派に立證してゐる。之に反して國家管理の無能と低能率とはいかに抽象的な辯明を試みても周知の事實ではないか。

民間事業は營利を固執して公益的計畫に順應し得ないと断定するのは余りにも書生論的獨斷である。筆者は此點に於て

(1) 現下日本の非常時の環境の刺戟と

(2) 電氣事業自體の公益性の自覺の促進と

(3) 政府側の勸告及び若干の強制的手段の組合せ

とで民間事業によつてもおそらく立派に公益的計畫を遂行するだけの氣力は期待出来るし、また經營上の才能、手腕からいへば明白に彼等に委託した方が國營より遙かに能率よく處理出来ると思ふ。立案者連中はなにかといふと營利主義だからだめだときめつけたがるが、筆者はむしろドイツナチスの賢明な先例に倣つて、營利心の刺戟を適度に利用すべきものだと思ふ。即ち「經營の管理は飽迄民間に、而して政策の統制は國家に」——といふ統制經濟主義の基本的原理は特に躍進日本の現状においてこそ尊重されねばならぬといふ所以なのである。

第五點 電氣事業を非採算的、社會事業化することは國民經濟の綜合的發展の見地から之を極力回避しなければならぬ。電力料金を出来るだけ低廉となし、特に農村工業や特殊の新興化學工業等には助成的の意味からこれを採算無視の廉價で供給すべきであるが、それには國營事業でなければだめだといふ主張も原案を支持する有力な一根據だと思はれる。しかしこの點も筆者の首肯出来ないものだ。

なるほど電力料金を出来るだけ安くすることは望ましいが、それ他迄採算主義に即して能率向上の土台の上においてのみ遂行せしめなければならぬ。國家が無採算的に料金の引下げを計るといふならば問題は簡單ではあるが、國民經濟全體の健全な發展はそのために阻害されやう。けだし、國庫の負擔で電氣會社を援助すれば、それだけ、他のどこかに負擔が轉嫁されなければならず、一面に於て無採算主義を採る結果電氣事業の經營者の緊張は緩み、能率は低下するのを免れない。こんなことをしては、肝腎の電氣事業自體の合理化乃至改善は到底期待することは出来なくなる。だから、料金の値下げは望ましいにはちがひないがそれは他く迄事業經營の合理化を土台とし、採算主義の原則に立つて之を遂行せねばならないのだ。

◇

もつとも、農村工業とか特殊の化學工業などに助成的な割安料金を設けることは筆者も亦之に賛成するが、それとても結局は大きな目でみて総合的な採算主義の範圍から逸脱するを要しない。もし、どうしても採算を割つた安値の電力を大量供給せしめねばならぬといふならば、このことは國營であらうが民營であらうがロスになるには變りはないのだから、いづれの形態を探るにせよ補償は同じやうに支拂はねだらないだらう。だが、一體これらの特殊産業の助成には、何もそんな無理して迄電力を安くするだけが唯一の途であらうか。ともかく、電力料金の値下げは結構だが、そのために肝腎の事業經營が採算主義から逸脱してしまふことは絶対に反對である。

第六點 肝腎な經營能率の點からみると國營案は致命的な欠陥をまぬがれ得ない。前項の論旨に従つて、筆者は國營案の致命的欠陥が結局官僚的管理の點にあると断定しなければならぬ。之に對して原案作成者達は、それが從來の

官僚的管理とは全然別物であると辯解するやうであるが、その辯解は何としても納得出来難い。けだし、なるほど特殊會社は形式上は官吏自身の管理ではないかも知れないが

- (1) その重役始めおそらく高級職員はすべて政府の任免するものであるし
- (2) 建設及び運営の全操作はすべて新設される電氣廳の指圖をうけて、いはゞロボット式にルーチン・ワークをくり返してゐればよいのであり
- (3) 報酬としては一定の使用料を支拂はれるし、更に配當金も保證されれば、資金の調達も國家がやつてくれるのである。

◇

かくの如き内容を持つた經營が果して潑刺たる民間會社特有の能率向上をもたらし得ると、誰れが期待出来やう。いくら形骸だけを民間會社に似せてみても、肝腎の自治的精神が湧き起らないやうに仕組まれてゐる限り、それは擬裝的官僚管理と稱する外はない。その上、重役の任免が内閣の更迭更に政治的影響をうけて、めまぐるしい入れ替るやうなことも一應は考へられねばならぬのだから、益々危険は高まるのみである。

四、企業權強制剝奪の

暴力的操作を排す

〔未開發水利の國營と「國有民營案」を批判〕

第七點 國營案は電力會社の株主の資本處分權と經營者の企業權を強制的に剝奪する暴力的操作である。此點は何といつても、それ自體否定すべからざる弱點といふべきだ。それでなくては、現下の經濟人は、いはゆる革新政策の本體に怯えつゝある際に、かうした暴力的操作を天降りのに斷行してのけるといふのは、いかにも、官僚ファツショの色彩を濃厚にするもので甚だ感心出來ない。もし株主に乘換への拒否權を與へ、政府が株式の一部分に肩代りでもするならまだしもであるが、いや應なしに、株式を特殊會社へ譲渡してしまふのは安當でない、しかも、さうした新設される特殊會社といふのが前回に述べた如き低劣なる官僚經營であるとなつては結果から考へても、甚だ深憂せしめられる。

最近、ある論客の一團中に政府案とは眞向に對立する國有民營案といふ提案を世に問うてゐるものがある。その主旨を要約すると、電力會社を一旦買上げておいて、その事業の内容が網張りの關係等を適當に地域プロツクの整理した上で、これらの地域的組織體を夫々現在の經營者の手に委託經營せしめる。勿論政府が開發計畫や料金等の最高政策を決定して、それに服従させるのではあるが、建設その他の運営は万事民間企業家に一任する。彼等が特殊の手

腕を發揮して利潤を生み出せば、それは彼等の所有に歸せしめるといふのである。つまり請負ひ的民營形體である。筆者は國營原案よりは、此の國有民營案の方が遙に興味があるものと思ふ。けだし、そこには暴力的操作の不安がなく、又從來通りの民間企業家に請負ひの形式であるにせよ、管理上の全權を委託して、或程度迄企業心を刺戟することが出来るからである。だが、さらに一步を進めて考へれば

(1) 國家は財政困難の今日、わざ／＼買上げをせすとも組織化を促進する方策はあり得るし

(2) 委託形式では到底充分な民間企業の特性を發揮せしめることは期待出來ないであらうから、結局この提案にも筆者は賛成しないのである。

第八點 未開發水利權だけを國營會社で開發せしめやうとする提案も長所よりは短所の方が大きいから採用出來ない新聞紙上 宇治電社長林氏がこの提案をなしてゐるが、肝腎の林氏自身も、余り熱意はなささうに見える。「もし、なか國營にするとしたら」といふ假設前提の下に「已むを得ず」未開發の分だけでも國營でやつてみたらどうかといふ程度の提案らしい。それならば、何にもくだらぬ義理立てなきはさらりと捨て、しまう方がよろしい。國營にしなければならぬといふ理由などは毛頭ないのだから、序ながら林氏もまた統制經濟の本質を誤解されてゐるらしい」

第一、未開發の分だけでも國營にすれば、それだけ能率低下の危険は免れないし

第二、未開發の分だけ既存設備と切り離して孤立的に經營することの不利もある。

たゞ、この提案の長所とも考へられるのは

(1) 水利權開發に伴ふ種々の不正事件を除去する可能性があること、

(2)官民對立によつて民間事業の合理化を刺戟し、彼等を統制する際の武器とすることの二點であらう。

◇
此中、第二の點は特記する程のものでもなく、第一の點に就ては他に不正除去の方策はあり得る。即ち、今後の開發は前述したやうな官民協力委員會で計畫が決定されるし、それに基いて土地買収とか、關係業者との折衝とか、一切の基本的準備工作も官民協力で合理的に處理するやうにすればよろしい。さうして、建設工事から、完成設備の運営等を一切民營事業にやらせることにすれば、從來屢々喧傳されたやうな不正事件の禍因は大半除去出来ることと思ふ。一體逡信省の統制行政が消極的な保安事項にばかり没頭してゐて、かうした重要案件の合理化に乗り出して來なかつたといふこと自體が不正事件の根元をなしたともいへるのであつて、責任の大半は當業者よりも、むしろ監督官廳の無定見と怠慢とに歸せられねばならない。かういふ肝腎の自己責任を反省し、統制を改善しようとは努力しないで、國營などといふ突飛な提案を、さももつたいふつたゼスチューアでかつぎ廻るといふことはどうしても責任回避の重大非難を免れ得まい。奥村氏はこの點でも國營でなければ合理化は出來ないと斷定してゐるが、それならば一體氏のいはゆる統制經濟とは何にを主眼としてゐるのか判らなくなるではないか。

五、官僚の獨善主義排除

官民の協力を要望す

(電氣事業法を改正活用せよ)

第九點 電力統制の合理化には何よりも統制官吏の質的改善を急務とする既に上來しばしば論及したやうに從來の電力事業が組織化の點においても、開發工作の點においても、更に又料金低下の點においても相當大きな欠缺を示してゐることは勿論當業者の自覺の不足が有力な一因である。だがそれにもまして電氣局の統制行政の失敗を責めなければなるまい。幸ひにこの點はダイヤモンド(七月十一日號)で阿部氏が詳論されてゐるから筆者にこゝに例證を擧げる勞を省略するが、たゞ、是非共この機會に特記しておかねばならぬのは國營原案の作成者たる奥村氏の統制政策悲觀論である即ち同氏の説明によれば「どんなに骨折つてみても大規模な合同體の出現の前には政府の統制や監督は無効なこと火をみるよりも明白である」(國際週報)と平然と告白されてゐる。同氏は「それ故にこそ國營化が焦眉の急務となる」とも喝破されてゐる。

◇
筆者の判斷によれば、こゝにも國家社會主義的思想の端的なばくろが發見されるのだが、筆者は飽く迄も、かうした統制悲觀論を排するものである。奥村氏は電氣事業法をもつて單純なる消極的認可制の法律のやうに解釋して

あるが、それは本質上は認可と同時に積極的命命権をも兼備してゐるものであるし、又、今後は後述するやうに此の統制命令の範圍を強化、擴大せしめ得るものである、奥村氏は事業法の活用を強調する筆者を目して官憲万能論と評されるが（經濟情報）それでは、氏自身の如き國營論者は一體何と評したらいいのか、筆者のみるところでは電氣局はこれまで統制らしい活きた統制を殆ど考へてもみなかつたらしい。その證據には昭和七年以來電氣事業法の中心規定が果してどれだけ利用されてきたことがあるか。現在與へられてる權限には手も觸れないで、統制は無効の運命を免れないなど、勝手な斷定を下すことはどう寛大に考へても、余りに無反省ではなからうか。

第十點 電氣事業法は次の三點に於て改正強化せしめねばならぬ

- (1) 事業の組織化を促進する權限は主務大臣に附與すること
- (2) 電氣委員會を強化して最高政策の決定に實行力ある參與をなさしめること
- (3) 合同電力會社は國家の檢察官を特派して官民協力と監督の任に當らしめること

事業の組織化はなるべく當業者の自發的協定によつて促進すべきものではあるが、場合によつては國家が強制的促進權をふるふことも必要となる。之はいはゞ傳家の寶刀として主務大臣に適宜運用してもらへばよろしい。電氣委員會の役割は單なる諮問應答の機關に止まらず、主務大臣を助けて最高政策の中心的指導機關たるやうに引き上げられねばならぬ。（此點出氏の主張に賛成）最後に組織化された大會社には日本製鐵會社と同じやうな檢察官を特派して周到な監督のみならず懇切な誘導の役割をつとめしめねばならぬ。

◇

以上、三點を改正すれば、あとは現行規定の活用だけで充分に電力國策の確立を期待することが出来ると思ふ。綜括……要之、電力國策は飽く迄全體主義的統制經濟の一環として官民協力を促するやうに確立されねばならず、官僚獨善的な國策主義は斷じて採用すべきではないとどいやうだが、問題の妥當な解決は小兒病的な民間排撃であつてはならない。階級闘争的であつてはならない。國民融和、相互の自覺と共存共榮で進まなければならない。國家はかうした協調を助成し、誘導するのが任務なのであつて、國民相互の間に差別を設け、殊に事業家を頭から仇敵扱ひするやうな偏狹な態度を採ることは斷じて避けねばならない。非常時が進み、國防經濟化が切實な要求となればなる程その感益々深くなる。この點は單に電力統制だけの問題ではなく延いて一般基礎産業に共通な指導原理の中心問題であるが故に、筆者は重複をいとせずこゝに特記して、責任ある政府當局者の反省を求めているのである。

◇

庶政一新の美名にかくれて皮相、未熟なる革新理論を弄び、徒らに經濟界の不安と企業心の萎縮とを惹起し、無責任なる自慰に没頭し、國運の進展をさまたげる如き言動は、この機會に強く排撃し去るべきである筆者は近時特にはゆる官僚獨善主義の弊害の最も深憂すべきことを痛感せしめられてゐる。天下同憂の識者と共にこの病弊の一掃に努力したいと思ふ。勿論翻へつて民間事業界に大悟一番時局の進運を確識し、公益優先の進歩的企業原理に邁進する氣魄と識見とを強く要望して止まない。この際少壯有爲の進取的實業家達が結束して奉公的指導精神の振興に努力するのでなければ、おそらく、過激な國家社會主義的革新運動がやがて澎湃たる大勢として天下を風靡することになるかも知れない。筆者はかゝる變動的事態の激成を深憂するが故に、こゝに統制經濟主義の旗幟を鮮明にし、國民相互

の熱誠なる覺醒と積極的協力運動を提唱して止まぬのである。(完——十一年七月十三日) (中外商業新報連載)

第四部 再び電氣國營問題に就て

宇治川電氣會社社長 林 安 繁 述

一、電氣國營論は

國家社會主義に出發？

(現行事業法の監督強化で

所期の目的は十分に達成される)

電氣國營論の是非は久しい以前からの問題であるが、今回の如く世間を騒がした事は未だ曾て見ないことである。是は單に良質豊富且低廉に電氣を供給する事が非常時に於ける廣義國防上必要であると云ふだけの理由でなく、その立看板の裏に憂ふべき思想問題が潜んで居るのではないかと云ふ疑があるからである。良質豊富且低廉に電氣を供給すべしと云ふことだけならば、それは當然なことで、今日の經濟機構でも何等むつかしい事ではない、主務官廳は監督を嚴重にし、事業者も奮發努力すればよいのである、併しながら之れに國營論者の表面の理由であつて、その裏にはどうも國家社會主義の思想が潜んでゐるやうである。

世人は國家社會主義と統制經濟機構とを混同してはならぬ、統制經濟の必要は自由主義、資本主義に因る有益な、有意義な長所は之れを十分に發揮せしめ一面に於てその有害な短所を抑へることを根本の觀念とする。自由主義、資本主義をぶつ潰す事は所謂統制經濟ではない。然るに政府案として新聞紙上に漏れて居るものは、自由主義、資本主義を打倒する案である。現在の事業者が苦心慘愴として築き上げた事業を國法を以て國家の力で取り上げるといふ事は、日本の産業の機構に大斧鉞を加へるものであつて、投資家である株主の同意を得ると否とを問題にしない案である、利害關係の最も密接なる株主は一言の意見をも挿さむ事の出来ない極めて專制的な案である、投資家は法律によりて與へられた權利を喪失することになるのである、此の如きことは、國家の大非常時で、國家總動員の時ならいざ知らず、今日の場合に於てなすべきことではないと思ふ、斯くては統制經濟の假面を被つた國家社會主義から出て居るのだと云はれても致方があるまい。

二、財界への影響は

豫想以上に重大

(逓信當局の熱意には滿腔の敬意を表す)

逓信當局は今回の案に就き、良質、豊富且低廉なる電氣の供給をなさしむるので、思想問題から出發したなど云ふのは以ての外であると言明して居られる、逓信當局としてはさうあるべきことである、従つて吾々はその眞面目な

意思表示に對して敬意を表するものである、又逓信當局が論點を此處に置いて庶政一新の一方針と爲さんとする意圖に對しては重ねて敬意を表する、併しながらそのこゝに到らしめた原因はどこにあるか、當局をして十分國民に納得せしめないで急激に一氣に押切らうとせられるに到つた要因がどこにあるかは、國民の均しく検討を要するところである、思ふにさきには突如として増税の發表となつて世人を驚かせ、次には逓信當局に先んじて電氣國營論の發表さるゝあり爲めに株式界の大混亂となり、株式の値下り六億圓の巨額に上り國民に大損害と恐怖とを與へたのである、政府筋の某氏は曰く「國民中の少數の株主が困る位は國策の前には何物でもない」と、此の株式の暴落がどれだけ小投資家を困らせたか、金融業者をどれ位心配させたか、延いて人心に如何なる悪影響を及ぼしたか、一般財界に及ぼした影響は名狀すべからざるものがあつた、天下の投資家諸君よ、諸君を無視した某氏の所論をなんと考へるか、蓋し輕々に看過すべき小問題ではあるまい、今や國民は何時類似の新聞題が又飛出して財界混亂の素因を造るかも知れないと心配して居るのである、之れが即ち今日の財界を不明朗ならしむる所以である。

三、權威ある學者は

悉く反對説を公表

(小島、高橋兩氏の所論)

或は國家社會主義などは怪しからぬと云ふ人もあらう、又經濟學者でない者が何がわかるかと吾輩の所論に對し

て疑を挿さむ人もあらう、併しながら、これは決して吾輩のドグマではない、乞ふ經濟學の權威者の言ふところを見よ、統制經濟のオーソリテイである小島精一君は左の通り言ふて居る。

此の國營案の原案の作製者の胸中には、一つの鞏固なる革新的な思想乃至原理的な考へが潜在してゐるかの様に思はれるのである。

即ち單に電力だけを國營にすると云ふ思付きの主張ではなく、一聯の謂はゞイデオロギー的な革新的な考へ方から出發して居る根柢の深い主義であつて、偶々電力といふ一つの具體的な問題にぶつ突かつて、それが斯う云ふ形で表現されたと見る事が出来るのではないかと思ふのである。(東京講演會發行電力國營案の批判と統制私案の提唱)

此の點に就ては吾々も同様の見方をせねばならぬのを遺憾とする、従つて之れは電氣事業のみでなく、總ての基礎産業を國營又は國有にしやうとする階梯であつて之が即ち學者のいはゆる國家社會主義的な改革思想である。この點から考へると、假りに一步を譲りて、國家社會主義でないにしても今回の電氣國營問題は、單なる電氣事業に關する問題ではなく、日本の産業全體に對する革命の第一着手と見ねばならぬ、今日金融業者や、産業に従事する者や、各工場に働く勞務者等が殆ど何等の關心もなきかの如く、何らの意見も發表しないのは一體どういふ譯であるか、之れは單なる電氣事業だけの問題として輕視して居るからであらう、對岸の火災吾れ關せず焉と考へて居るからであらう、然るに此の問題の解決如何では恰も燎原の火の如く、産業全體の足もとに火がつくのである、吾々は電氣事業者なるが故に反對するのではない、論議するでもない、實に國家的見地から大所高所から見ても産業立國上此の大革命が有

利なるや否や、必要なるや否やを検討する必要がある。

又統制經濟の一方の權威者たる高橋龜吉君の本年七月財界月報に論ずるところによれば私権の絶對的なりし時代に於ては國家と雖も其の私有財産の處分運用並に事業の經營權に對し干渉する權利は原則として認められなかつた。斯かる時代に於て國家が干渉を必要なりと認めた場合は、國家自ら之を所有し、經營する外なかつたのである。國有國營の觀念と實踐とは、斯様にして誕生し發達したものである事實今日の國營事業は、恰も此の統制會社と變らぬ經營上の個人主義を主張し、實行して居る。否斯かる自我主義に於ては、國營事業の方が民間會社よりも遙に強力である、例へば今度の非常時増税問題に對し、民間會社は致方なしと觀念して居るに反し、鐵道、通信等の特別會計がセクシヨナリズム的な見地から、之に強く反對してゐるが如くである。斯かる状態に於て國營事業が更に増大するが如き事あらば、特別會計のセクシヨナリズムの弊害が現在民營會社の自我主義の弊害よりも、國家の爲め遙かに恐るべきものとなるであらう。

而して同君は又

統制經濟の必要は、個々の事業中心の經營の無駄、弊害に對し全體的見地から之を判斷し統制するの必要ありと云ふ事に原因するのである。然るに從來の國營觀念のうちには其の全體的觀念が著しく缺けてゐる。それでは今日必要とする統制經濟の要求は到底満足に達成せられないのである。

と述べ、統制經濟と國營問題との關係を明確にしてゐる。次には

電力會社の資産評價が約二十五億圓であるのを二十億圓に切捨てるといふ國營案に對し、水脹くれの資産を切捨

てるのは相當に理由があるが、それは國營電力會計の立場のみを見てゐる見解である。其の結果國民經濟全體としての勘定はどうなるか、電力國營を必要とするに至つた統制經濟の立場からはより重大なる問題である。例へば政府案として傳へらるゝが如き評價方法は財界一般に不安を與へ、産業人をして「一生懸命に働いても政府が何どきまた今度のやうな無理な強制買上げをやるかも知れぬ」と云ふので自棄的、怠業的氣分に万一なつたならどうであらうか、生産活動の一割が萎縮したとしても、日本現在の年産額五百億圓として年五十億圓の損害である。國營電力會計に於て僅か五億圓を得得せんが爲に國民經濟としては年々五十億圓の大損害を醸すことになるので、明かに國家全體としては大損害となるのである。

と言つて居る。吾々は同君の所論に對し、茲に滿腔の敬意を表する。

四、私營事業排除は

机上空論的誤謬

(ドイツ經濟相の正論他山の石こそよ)

更にドイツのナチス政權の下に於て研究に研究を重ねた經濟相シャハト博士の電氣事業の形態に就ての意見を見よ
彼れは

われ／＼の目的は電氣事業の經營を市町村の手に委ねる事ではない、經營の形式が重要でなく、如何にして國民國家の全體の爲に可及的最大の利用を電氣事業から作り出し得るかゞ重要である……われ／＼の指導者ヒツトラ氏はわれ／＼に提示し、われ／＼が其の達成をわれ／＼の懸命の意志であり信念であるとして居る偉大なる目的、即ち國家的、社會的、並に經濟的諸方面に於けるドイツの「自由」の恢復といふ目的の爲に全力を傾倒せねばならぬ。

と論じ

尤も重要な物資の生産は總て之を國有とし、又國營に移さんとする拘子定規的な、従つてこの形式主義から生ずる無力なる努力を基礎とする組織時代の社會化法に就て、茲に今更論する必要がない、私有財産と私營事業とを排除し去らんとする机上空論的なる根本思想は、動力事業の勞役に於ても、また其他の生産部門に於ても共に誤謬であつた、國民社會主義的國家に於ける原則的なる關心事は、動力配給が私人の手に依つて遂行せらるゝか、それとも公共團體の手に依つて遂行するかといふ事ではなく、各生産が國民及國家の全體的幸福の利益を從屬するか否かといふ事である、換言すれば經濟の指導者が私有財産の管理者及經營當事者であるか、或は公有財産のそれであるかは何等問ふ所ではない。(野田經濟研究所譯編「ナチス電力政策の理論と實際」)

と喝破してゐる、ドイツ經濟相の意見は實に明白である、生産の發展、國力の充實は組織、制度機構の問題ではない仕事の成績の擧ると否とは人に在るのである、ドイツの如き獨裁政治の最も極端なる國家に於て、なほ且つ斯くの如き堂々たる而も公平なる意見を述べこれを實行して居るシャハト經濟相の所論を大に多とせねばならぬ。

五、大所高所より

識者は批判せよ

(一電氣問題に止まらない調査會提唱の所以)

畏くも明治大帝の五ヶ條の御誓文中に「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」とのたまはせられたその御趣旨は、どこ迄も民意を容れやうと云ふ有難き思召である事は申す迄もないことである。

この故に國家百年の大計を定むべき今日の場合に於ては、須らく民間産業人の意見をも廣く且つ十分に徴すべきことは、政府當局に於て當然心得べき重要事である。之れ即ち吾々が電氣國策の決定は官民合同朝野一致の調査會の設置に待つべきものなりと主張して居る所以である。若夫れ短時日の間に國策と稱するものを決定し、之れを妄斷し、謬つて國家産業の發展を阻止するの結果とならば、何と國家國民に對して申譯があらうか、之れ豈に只に一電氣問題のみならんや。

思ふに今や電氣國營問題は單なる電氣の問題に非ず、又電氣事業者の私的利害問題にも非ず、經濟機構の激變に對し國民全體が關心を以て十分に検討すべき必要ある大問題である。國民は今や黙して止むべき秋ではない、賛成論者は堂々とその所信を公にして可なり、反對論者も亦何の遠慮が要らうか、賛否意見を闘はすところに良案が生れるのみならんや。

である、政府の案と傳ふる電氣國營論に就てはさきに本紙に論じ盡して居る、言を換へて云へば良質豊富低廉の電氣の供給と云ふ表看板に就ては、最早や論議の必要を認めない、只國民は今やその裏に伏在する思想問題が國家産業の發展上有利であるか、有害であるかを検討すべき重大なる岐路に立つて居ると考へるのである、われわれは電氣事業といふ一小問題に拘泥するのではない、政府當局は須らく襟度を大にして民意に聽き、國民の納得の行く様に説明すべきである、國民も亦再思三考如何にして國運の興隆に寄與すべきかを検討すべきである。

(昭和十一年七月二十九日大阪毎日新聞所載)

日本電氣經濟叢書

【第一卷】

電氣企業形態論 (I)

布製 四六判
三二〇頁
(實費二圓五十錢)

工學博士青柳榮司先生の序
第一編 企業の經營主體 電氣事業の觀念、電力事業の經營主體に就て、都市と電氣事業經營、電氣事業公私經營論(四題) 私人と公益團體との共同動機、公益的獨占事業に對する政策の方針
第二編 企業形態の論議 電氣事業の公營に就て、田島博士の電氣事業公營論を讀む、米國の市營事業駁論、電燈公營の可否に就て

【第二卷】

電氣企業形態論 (II)

布製 四六判
三一三頁
(實費二圓五十錢)

工學博士澁澤元治先生の序
第三編 供給區域と送電 電氣の供給區域、電氣供給區域制撤廢可否論、我電氣事業の系統的根柢計劃の必要
第四編 水力電氣國有論 水力電氣國有論、水力電氣國營論、電力國有論(五題)
第五編 企業形態諸問題 大單位發電主義の見地より市氣事業公營主義の弱點を論ず、産業界より見たる電氣事業經營に對する諸問題、電氣事業に關する吾邦刻下の急務、電力統一問題に就て
(附) 我邦に於ける電氣事業の經營主體一覽表
我邦に於ける電氣企業形態に關する文献

昭和十一年八月二十七日印刷
同月二十日發行

何故に電力國營を必要とするか

【四十五錢】

編輯發行 電氣經濟研究所
兼印刷所 代表者 萩原古壽

大阪住吉區住吉町一三一二

發行所 電氣經濟研究所

電氣經濟研究所の使命

調査研究事業 電氣事業電鐵事業並電氣機械器具材料製造販賣及工事請負事業交通事業等に關し、事業經營の合理化を圖り事業家投資家又需用家としての立場に於て調査研究し嚴正の批判をなす。

電氣の普及講演事業 電氣知識の普及を計る堅實なる産業立國的國民思想の涵養を目的とする。

電氣關係の諮問機關 投資家の相談意見又電氣の需用家より供給條件其他の諮問に應じ尙供給業者との直接交渉の依頼を受く。電氣機械器具並工業請負に關する相談に應じ紹介取次を爲す。

關係事業の促進運動 電氣の普及を計るに諸種の運動を開始し需要の増加を助長すること。

編纂事業 「日本電氣經濟史」並「日本電氣經濟叢書」の編纂をなす。

刊行事業 内報の發行、パンフレット發行、定期圖書の刊行の外に時勢に應じ臨時刊行をなす尙「電氣經濟年史」を發刊

終

【四十五錢】